

令和４年第２回（６月）三郷町議会
定例会・会議録（第１号）

招 集 年 月 日	令 和 ４ 年 ６ 月 １ ０ 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 （開 議）	令和４年６月１０日 午前９時３０分宣告（第１日目）	
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎一郎 8番 澤 美 穂 9番 木口屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 高 岡 進 13番 伊 藤 勇 二	
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 こ ども 未 来 創 造 部 長 環 境 整 備 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長 森 宏 範 池 田 朝 博 大 西 孝 浩 加 地 義 之 辰 巳 政 行 坂 田 達 也 水 口 洋 司 渡 瀬 充 規 平 川 貴 治 川 合 孝 悟 大 津 和 之	

行政委員	選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一 代表監査委員 瓜 生 英 明 公平委員会委員長 伊 東 良 隆 農業委員会会長 下 村 修 固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 長 大 内 美 香 議会事務局 主任 小 村 雄 一
町長提出議案の題目	承認第 7 号 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について 承認第 8 号 令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について 議案第 27 号 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号） 議案第 28 号 三郷町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について 報告第 2 号 令和 3 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について 報告第 3 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について 報告第 4 号 令和 3 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について 報告第 5 号 寄附の受け入れについて 報告第 6 号 令和 3 年度クラウドファンディングについて
議員提出議案の題目	発議第 2 号 インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書 発議第 3 号 インボイス制度開始にあたって、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書 決議第 2 号 S T O P ! コロナ差別 三郷町宣言決議案
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 6 番 高 田 好 子 7 番 木 谷 慎 一 郎

令和 4 年 第 2 回 (6 月)

三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 6 月 1 0 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 承認第 7 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について |
| 第 4 | 承認第 8 号 | 令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について |
| 第 5 | 議案第 27 号 | 令和 4 年度三郷町一般会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 6 | 議案第 28 号 | 三郷町太陽発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第 7 | 報告第 2 号 | 令和 3 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 8 | 報告第 3 号 | 令和 3 年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について |
| 第 9 | 報告第 4 号 | 令和 3 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 第 10 | 報告第 5 号 | 寄附の受け入れについて |
| 第 11 | 報告第 6 号 | 令和 3 年度クラウドファンディングについて |
| 第 12 | | 提案理由の説明 |
| 第 13 | 発議第 2 号 | インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書 |
| 第 14 | 発議第 3 号 | インボイス制度開始にあたって、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書 |
| 第 15 | 決議第 2 号 | S T O P ! コロナ差別 三郷町宣言決議案 |
| 第 16 | | 一般質問 |

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、
ただいまより、令和 4 年第 2 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 2 0 号によりまして、令和 4 年第 2 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、厚くお礼を申し上げます。

さて、先般行われました町長選挙におきまして、引き続き、私が町政を担わせていただくことになりました。今、その重責と全力で頑張らなくてはならないと実感するとともに、これもひとえに議員各位をはじめ、町民の皆様のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。

今回が 4 期目を迎えて、初めての議会でありますので、少しお時間をちょうだいいたしまして、私の所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、今後の所信を申し述べる前に、私の 3 期 1 2 年を振り返ってみますと、「輝きと安らぎのあるまちづくり」を町政のスローガンとして掲げ、特に 3 期目としては、「安心・安全なまちづくり」「子育てのしやすいまちづくり」「健康長寿のまちづくり」「未来ある子どもたちのための教育施策」「三郷町活性化施策」そして「地方創生／三郷町総合戦略」を主要な方針と掲げ、それ以外の課題にも精力的に全力で取り組んでまいりました。

また、令和元年 7 月には S D G s 未来都市に選定され、令和 2 年 6 月には「もう、すべらせない！龍田古道の心臓部『亀の瀬』を越えてゆけ」が日本遺産認定を受けました。これらを契機に住民の皆様の環境意識の向上とシビックプライド、いわゆる郷土愛、三郷町愛を持っていただけるようにも取り組んでまいりました。

そして、この 3 期目を語る上で外すことのできないのが新型コロナウイルス感染症です。国内外が未曾有の危機に直面し、本町におきましても日々感染者が出

る中、住民の生命を守るべく職員一丸となって全庁的に感染症対策、そして、ワクチン接種に全力で取り組んできたところであります。

このようなさまざまな局面で、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解と多大なるご協力のおかげで、一步ずつ確実に前進することができたと実感しているところです。4期目を迎えましても、改めて皆様から寄せられた期待に応えられるよう、初心を忘れることなく、また、おごることなく、心を引き締めて真面目な姿勢をいつまでも失うことなく努力し、より一層「輝きと安らぎのあるまちづくり」を進めるにあたり、今後の4年間に取り組む六つの大きな事業、主要な施策について、簡単ではございますが、述べさせていただきます。

まず1点目ですが、「安心して子育てできる環境と誰にとっても暮らしやすい環境づくりのため」にであります。

待機児童を解消し、子育てのしやすい町を目指すため、勢野北地区に新たに誘致した保育園がこの春開園いたしました。そして、誰にとっても住みやすい、暮らしやすい町への取り組みの一環として、保育園に隣接して新たな就労支援施設を令和5年度以降に開設する予定となっております。これにより、今まで障がいをお持ちの方からいただいていた、「働きたくても働く場所がない、何とかしてほしい」という、非常に切実なご要望にもお応えしてまいります。

また、当町では、人と人、人と社会のつながりを大切にし、重層的支援体制の整備を進めています。庁舎内の縦割りを打破し、風通しをよくし、住民の皆様が相談しやすい環境づくりをさらに推進してまいります。

2点目に、「スポーツで町を元気に」でございます。Jリーグを目指す奈良クラブが奈良学園大学信貴山グラウンド跡地をホームグラウンドとすることが決まりました。このグラウンドでは奈良クラブの練習場としてだけではなく、老若男女を問わず、誰もが気楽に訪れる場所づくりを目指し、産学官金でしっかりと連携して、スポーツツーリズムを活用した地域活性化に取り組んでまいります。

また、F S S 3 5 キャンパスでは、テニスコート、バスケットコート、BMX、スケートボード、ボルタリング、雨天練習場などを一体式に整備することで、奈良学園大学跡地の一部をスポーツパークとし、活気あふれた町を目指してまいります。

3点目に、「誰ひとり取り残さない、ボーダレスシティを目指して」でございます。皆様ご承知のとおり、奈良学園大学の撤退は今後のまちを大きく左右する間

題、課題でありました。この最悪のピンチを何とかチャンスにできないかと、職員と共に日々思案、検討、そして努力してまいりました結果、F S S 3 5 キャンパスの構想が出来上がったわけでございます。F S S 3 5 キャンパスは、年齢、国籍、人種、障がいの有無に関係なく、すべての方がイキイキと遊び、学び、働き、生活し、活躍し、交流する「ボーダレスコミュニティ」の全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」をコンセプトとしたF S S 3 5 キャンパスとし、三郷町全体をボーダレスシティとします。

F S S 3 5 キャンパスは、「未来技術 フューチャーテクノロジー」「S D G s サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ」「共生社会 シンバイオティク・ソサエティー」を三つの柱に、官民一体で取り組むことで、自治体だけでは実現不可能なことも民間の経験や技術、ノウハウで課題解決や地域の活性化を図り、地方創生に取り組んでまいります。

次に、4点目でございますが、「大和川の魅力を生かした新しいまちづくりを」でございます。日本遺産に認定された龍田古道・亀の瀬の歴史文化や大和川がもたらす良好な景観、自然環境を生かした観光の促進や地域の活性化を目指す「三郷町かわまちづくり計画」が令和3年8月に国土交通省の採択を受けました。

そして、国がJ R 三郷駅の裏手に親水公園を造成し、本町が日本遺産の交流拠点となる「川の駅」を整備するという、国と連携した一大プロジェクトが始動いたしました。地域を流れる大和川の魅力を最大限に生かし、このプロジェクトをよりよいものとするため、アンケートを実施し、住民の皆様からご意見をいただくとともに、住民の皆様の代表として4名の若手の方にも参加いただいております。今後、ちょうだいしたご意見を参考にしながら、住民の皆様と一緒に取り組んでまいります。

5点目といたしまして、「多角的な視点で捉えるまちづくりを」であります。

国へ長年嘆願してまいりました、本町の悲願である大和川のしゅんせつ事業がスタートし、これにより長く苦しめられてきた浸水被害が大幅に軽減されます。しかし、このしゅんせつ事業で出る大量の土砂（約30万立米）をどうするか、これが大きな問題でありました。

そこで、信貴山のどか村の全面的な協力の下、同敷地内に土砂を活用した「地域防災拠点・広域避難所」を整備することが決定いたしました。この事業は本町にとっては、町民の安心・安全の確保、また、国にとっては治水対策事業の推進、

そして、のどか村にとっては生産性の向上や新たな事業展開といった形で、それぞれに大きなメリットがあり、3者の連携、協力で実現した、まさに一石三鳥の取り組みとなっております。

最後に、6点目といたしまして、「災害に強く、成長するまちづくりを」でございます。本町は周囲の長さが17キロメートル、そのうち4分の1に当たる約4キロメートルが大和川に接しております。その全てが住宅地となっているため、常に水害と隣り合わせとなります。その中でも惣持寺地区は、今まで幾度となく台風、大雨による浸水被害に悩まされてきました。この問題を抜本的に解決するため、内水対策として調整池整備事業をスタートいたしました。この事業の利点は、浸水対策と共に、その上部の大きな敷地をまちづくりに活用できることです。この敷地の活用方法につきましては地域の住民の皆様と一緒に意見を出し合いながら、今後はしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、六つの主な施策を申し上げましたが、今後のまちづくりは従来のような一部の地域だけを捉える手法（点での整備）から脱却し、町内全域を広い視野を持って将来を見据えたまちづくり（面での整備）を展開していかなければなりません。

そこで、町内に五つのエリアの構築を図り、それぞれのエリアの特色を生かしたまちづくりを進めてまいります。

まず、役場を中心に、役場庁舎、三郷小学校、三郷中学校、文化センター、保健センター、ウォーターパーク、三郷中央公園、図書館、J A 三郷出張所、近鉄信貴山下駅などが密集するこの地域について、今後、より住民の皆様の利便性の向上のためにどうすればよいか、建て替え、複合化、機能連携など、様々な可能性を検討するエリアとして、「文教・行政エリア」に。

次に、F S S 3 5 キャンパスを健康交流ゾーン、教育研究ゾーン、産業振興ゾーン、そしてスポーツパークといったゾーンに分けることにより、ここを活用される皆様が生涯にわたって活躍できる「生涯活躍エリア」に、次に、国から採択を受けた大和川周辺の「かわまちづくり」と日本遺産の交流拠点として整備を進めている「川の駅」、そしてJ R 三郷駅周辺を相互に連携させながら地域活性化を図り、町民の皆様が集う「にぎわい創出エリア」に。

次に、惣持寺地区で整備を進めている調整池はこの地域が長年苦しめられてきた浸水被害の解決に大きく寄与します。そして、この事業のもう一つの大きな利

点である上部の大きな敷地を、住民の皆様の健康増進のための今進めていますヘルスロード上のヘルスパークの大規模バージョンであるヘルスパークや災害時に非常に有効である防災公園とする「ヘルスパークエリア」に。

そして、最後に、町内に点在する信貴山のどこか村、龍田大社、龍田古道、信貴山朝護孫子寺、町内の神社仏閣など、異なる役割を持ったさまざまな観光資源を結び、観光促進を三郷町全体でトータル的にコーディネートし、住民のシビックプライドの醸成を図りながら、「観光促進エリア」とすることで、本町が目指すビジョンを明確にし、地方創生、三郷町まちづくり総合戦略の推進を進めてまいります。

しかし、行政だけでは決してまちづくりは進められません。まちづくりの主人公は町民の皆様であります。住民の皆様の声をしっかりとまちづくりに反映させる、「住民参加型のまちづくり」を進めてまいります。

そして、三郷町に「住んで良し！」「働いて良し！」「訪れて良し！」、そして「学んで良し！」と言っていただけるように、全庁横断的に職員一丸となって諸施策を推進してまいる所存でございます。

そのためには、町長に就任してから１２年間取り組んでまいりました職員の意識改革をさらに推し進め、私が目指す「行政らしくない行政」の新たなステージとして、行政の仕事は「住民の幸せ」のためであるという基本を再度徹底して業務に邁進してまいります。

どうか今後とも議員各位のより一層のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます、４期目に当たっての所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは改めまして、本定例会に提出いたします議案でございますが、承認案件２件、議決案件２件、報告案件５件の計９件であります。どうか慎重審議を賜りますよう、お願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第１２７条の規定により、６番、高田好子議員、７番、木谷慎一郎議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月１７日までの８日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から、６月１７日までの８日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第３、「承認第７号、令和４年度三郷町一般会計補正予算（第１号）の専決処分について」から日程第１１、「報告第６号、令和３年度クラウドファンディングについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

日程第 ３ 承認第 ７号 令和４年度三郷町一般会計補正予算（第１号）の専決処分について

日程第 ４ 承認第 ８号 令和４年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分について

日程第 ５ 議案第２７号 令和４年度三郷町一般会計補正予算（第２号）

日程第 ６ 議案第２８号 三郷町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 ７ 報告第 ２号 令和３年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 ８ 報告第 ３号 令和３年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 ９ 報告第 ４号 令和３年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第１０ 報告第 ５号 寄附の受け入れについて

日程第１１ 報告第 ６号 令和３年度クラウドファンディングについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第１２、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提

出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第7号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。当初予算に2,165万円を追加し、補正後の予算総額を96億165万円としたものであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、令和3年度に引き続き、再度、生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付することとなりました。このことから、給付金をはじめ、案内通知の郵送料やシステム改修経費などの事務費を合わせ、児童福祉費で2,165万円を計上したものであります。

一方、歳入では全額が国庫補助金となることから、歳出と同額の2,165万円を計上したものであります。

なお、給付金の支給に当たっては、新型コロナウイルスの影響を受け、苦慮されている子育て世帯の皆様にできるだけ早く支給を開始できるよう、5月16日付けをもって専決処分したものであります。

続きまして、「承認第8号、令和4年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。本会計におきまして、令和3年度の収支に赤字が生じたことから、令和4年度において繰上充用を行うため、本年5月31日付けをもって専決処分を行ったものであります。内容といたしましては、当初予算に1億9,753万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億617万6,000円としたものであります。

次に、「議案第27号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。既決予算に4億3,120万円を追加し、補正後の予算総額を100億3,285万円とするものであります。今回の補正予算は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る予算と、その他の事業予算が混在しています。

そこでまず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の概要からご説明いたします。

まず、歳出から主な内容を申し上げます。総務費では感染症対策として、現在、接触式となっている会計課入口の自動ドアを非接触式の自動ドアへと改修するため、財産管理費で51万8,000円を計上するものであります。また、活動の新拠点を三郷町に置くプロサッカーチーム奈良クラブを町を挙げて応援するとと

もに、地域活性化につなげていくためには、まず、住民の皆さんに奈良クラブを知っていただくことが重要です。そこで、奈良クラブの知名度アップを図り、ひいては当町を訪れる観光客の方にもPRするため、町内にある郵便ポストを奈良クラブ仕様にラッピングするための経費として、企画費で85万6,000円を計上するものであります。

さらに、現在、令和5年3月の利用開始に向けて整備を進めておりますFSS35サテライトオフィスについて、工事に係る費用として1億475万3,000円を当町サテライトオフィスに活動拠点を移行する企業を後押しし、効果的に誘致するため、1企業当たり100万円を上限に助成するため、800万円をそれぞれ企画費で計上するものであります。

次に、民生費では、出生率が死亡率を下回る人口自然減への抜本的な対策として、婚活応援事業を計画的に展開するため、新たに婚活事業S・V・M（サンゴウベリーマッチング）」の設立経費として、社会福祉総務費で346万2,000円を計上するものであります。

また、コロナ禍でのマスク着用により日常の会話が聞き取りにくい状況にある高齢者に対し、補聴器の購入費用への助成として、老人福祉総務費で50万円を、町の避難所に指定しているふれあい交流センターのトイレが狭隘で、災害時に多くの住民が避難された場合、3密状態になることを解消するため、トイレを改修する費用として、ふれあい交流センター運営費で94万3,000円を、そして、町内にある幼稚園、保育園に抗原検査キットを配布するため、児童福祉総務費で100万1,000円を計上するものであります。

次に、土木費では、令和3年3月のゼロカーボンシティ宣言や三郷町スマートシティ構想にあるエコシティを推進するため、CO₂排出量を削減できる電気自動車の普及に向けた急速充電設備を新たに整備を進めているヘルスロードに設置する経費として、公園管理費で837万7,000円を計上するものであります。

次に、消防費では、感染症だけでなく災害発生などの緊急時における業務体制を事前に把握し、住民生活の維持・確保を目的とする業務継続計画を策定するため、防災費で484万円を計上するものであります。

次に、教育費では、児童が集中する三郷北小学校の玄関、廊下など、共用エリアに感染症対策として抗菌塗装を施すとともに、靴箱も抗菌処理されたものに取り替えるため、学校管理費で997万7,000円を計上するものであります。

このほか、柏原市と共同で実施しております事業のうち、龍田古道を古代の人々が行き来した様子を復元画像でアニメーション化する事業が本交付金の趣旨に合致することから、今回、地方創生臨時交付金を一部充当するため、財源の付け替えをあわせて計上するものであります。

また、F S S 3 5 キャンパス事業の財源につきまして、サテライトオフィス整備工事及びサテライトオフィス進出企業助成金は別途デジタル田園都市国家構想推進交付金も併用できることから、国庫補助金で4, 9 0 0 万円も充当するものであります。

以上のことから、地方創生臨時交付金事業は1 2 事業となり、総額7, 2 6 7 万4, 0 0 0 円充当するものであります。

なお、本定例会で計上させていただいております地方創生臨時交付金は、令和3年度から繰越分を活用するもので、今回、国から新たに交付限度額が示された原油価格、物価高騰対応分につきましては、コロナ禍で住民の必要とされる事業をしっかりと検討し、改めて議員の皆様にご提案させていただきたいと考えております。

続きまして、臨時交付金以外の補正予算の内容をご説明いたします。

まず、総務費では県下自治体インターネットの出口となっている自治体セキュリティクラウドの再構築を県が今年度に行うことにあわせ、本町のネットワークも再構築が必要となります。そのため、総額7, 3 2 6 万円のうち、本年度1か月の1 2 2 万1, 0 0 0 円を情報管理費で計上するとともに、残額を債務負担行為として計上するものであります。

また、マイナンバーカードを利用したオンライン手続の導入に向け、マイナポータル専用端末の設置が必要となることから、5 6 万4, 0 0 0 円を計上するものであります。

次に、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、自治会活動に対する助成で3自治体が自主防災組織に対する助成で1団体が採択されたことから、自治振興費で5 2 0 万円を、防災費で1 0 0 万円をそれぞれ計上するものであります。

さらに、F S S 3 5 キャンパスのインフラ整備に係る費用として9, 4 2 5 万9, 0 0 0 円を、関係人口の創出や子どもの居場所づくりとして進めているスポーツパークの整備や関係イベントを開催する経費として、企画費で1 億1, 0 6

9万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、衛生費では、町の最重要施策と位置づけ、全庁体制で取り組んでおります新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、現在実施している3回目接種の12歳から17歳への対象者拡大分及び小児に係るワクチン接種分と、7月から実施予定の4回目接種に係る費用として6,879万2,000円を追加するものであります。

次に、教育費では特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、きめ細やかな対応ができるよう、特別支援担当の教員を増員する必要があることから、新たに会計年度任用職員3名の人件費として624万2,000円を追加するものであります。

一方、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金として、国庫負担金で1,821万6,000円を、国庫補助金で5,057万6,000円を追加するものであります。

また、FSSスポーツパーク整備工事では、地方創生拠点整備交付金として国庫補助金で4,481万4,000円と地方債で4,030万円を、そして、ローート製薬株式会社からの企業版ふるさと納税として一般寄附金で970万円をそれぞれ計上するものであります。

また、歳出でご説明いたしましたマイナポータル専用端末の設置に対する補助金といたしまして、国庫補助金で56万4,000円を計上するものであります。

最後に、自治総合センターからのコミュニティ助成事業として雑入で620万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金で1億3,915万6,000円を増額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第28号、三郷町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

我が国では2030年度温室効果ガス46%削減を目標に、太陽光発電設備の導入を支援しており、全国各地で太陽光発電設備の普及が進む一方で、その設置を目的とした山林の伐採及び造成工事等による景観、環境への影響や土石流の発生などが問題視されています。そこで、町内において太陽光発電設備を設置する事業者等に対し、適正な設置及び管理により災害発生の防止と生活環境の保全を確保するため、本条例を制定し、本年7月1日から施行するものであります。

続きまして、「報告第2号、令和3年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書に

ついて」であります。令和３年度における同会計の繰越明許費として、総務費で奈良学園大学跡地活用設計業務及びワンストップ化システム改修業務、民生費で非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業、農林業費で農業委員会備品購入、土木費で都市計画マスタープラン改定業務及び大規模盛土造成地第２次スクリーニング計画策定業務の以上７事業で、総額１億６，６０２万円を翌年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第３号、令和３年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。同会計におきまして城山台管路補修工事及び信貴山バス停設計業務と合わせて５５１万５，０００円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第４号、令和３年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。同会計におきましても、管網整備事業における信貴南畑地区及び立野地区の配水管布設替工事で４，１５４万２，０００円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、「報告第５号、寄附の受け入れについて」であります。本年４月１２日に大阪ガスネットワーク株式会社奈良地区支配人福井克久様から三郷町立図書館に図書７冊をご寄附いただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

最後に、「報告第６号、令和３年度クラウドファンディングについて」であります。本件につきましては、地域発信型映画の作成事業費としまして２００万円を目標金額に、昨年１１月から本年２月までクラウドファンディングを通じて全国の皆様へ寄附を募ってまいりました。その結果、目標金額をはるかに上回る１４４件、合計２９１万円のご寄附をいただきました。改めてこの場をお借りしまして、ご寄附いただいた皆様に心より厚くお礼申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認可決賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第13、「発議第2号、インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書」を議題といたします。事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第2号、令和4年6月10日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

2019年10月の消費税10%への引き上げにともない、2023年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されることになった。インボイス制度は、仕入税額控除を受けるための新たな改正である。昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。

これまで、基準期間の課税売上高が、1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録をしてもしなくても、中小事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

新型コロナウイルス感染症の影響で、中小事業者が経営難に苦しみつつも事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいる中、インボイス制度の導入により更なる負担が課されることになれば、経営意欲を失い、廃業を選択する中小事業者が増加し、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながりかねない。

全国商工会連合会や日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人からも制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

よって、政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の導入延期または中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2022年6月、奈良県三郎町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書について」、提案理由を述べます。

4月19日、自民党本部で中小企業小規模事業者政策調査会インボイス対策小委員会幹部会が開催されました。その会議に全国商工会連合会、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会、全国中小企業団体中央会が招かれて出席しました。そして、全国中小企業団体中央会の専務理事は、インボイス制度について今年から来年にかけて急激に経済がよくなることは期待できず、そのような中で一層の混乱を招きかねないインボイス制度については、時期が好転するまでは凍結すべきである、このように発言したと報道されております。

また、日本税理士連合会は、令和4年度税制改正に関する建議書の中で、重点建議項目の一つに適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期することを上げております。

少し長いですが、紹介をいたします。

適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式については事務負担に与える影響や市場取引に与える影響の問題点に対して、必要な措置を検討することを求める。また、少なくとも新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制約がおおむね解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど、中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべきである。

事務負担に与える影響について、適格請求書等保存方式においては取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要があり、この確認は3万円未満の少額取引についても一定の取引以外の取引については必要となる。これは事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すこと。

また、市場取引に与える影響について、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から配慮や不当な値下げを強いられるおそれがあり、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

見直しに当たっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、抜本的に再検討すべきである。

これが日本税理士連合会が令和４年度の税制改正に関する建議書の中で、重要建議項目の一つとして挙げている内容であります。

以上、インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書についての提案理由です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第１４、「発議第３号、インボイス制度開始にあたってシルバー人材センターに対する支援を求める意見書」を議題といたします。事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第３号、令和４年６月１０日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

インボイス制度開始にあたって、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 木谷慎一郎。賛成者 先山哲子、高田好子、澤 美穂、木口屋修三、辰己圭一、山田勝男。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和５年（２０２３年）１０月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生１００年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「いきがい就業」をしているセンタ

一の会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

よって、三郷町議会は、国会及び政府に対し、インボイス制度開始後においても少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月、奈良県三郷町議会。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 提案理由の説明を求めます。7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私から今回の「発議第3号、インボイス制度開始にあたって、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」について、提案理由の説明をさせていただきます。

本文のとおり、令和5年10月に消費税において適格請求書等保存方式が導入される予定となっております。そして、このインボイス制度が導入して制度が開始されますと、特に今までの1,000万円以下の売り上げしかないということで、消費税の納税義務が免除されてきた事業者、主に零細個人事業主ということになると思うんですけども、そういう方々について今まで免除されていた消費税の納税をすることとなるか、インボイスを発行できない業者として、先ほどの久保議員のお話しにもありましており、取引先から選ばれなくなる可能性というのを抱える不利な立場となるかを選ぶこととなってきます。

新たに消費税を納税することとする場合はもちろん、そうでない、しないとした場合でも、今までより厳しい経営状態となることは残念ながら間違いはないと思われます。

とはいえ、消費税制度が導入されてから30年余りの間、免税事業者にあっては自己の提供する財やサービスに対して消費税分を上乗せして領収することは認められてきました。そのため、当初は売り上げ3,000万円以下とされてきました免税事業者の範囲は、平成15年度に1,000万円まで以下という

ころまで引き下げられてきましたが、免税事業者は自らの財やサービスの仕入れのために支払った消費税分を除いた部分について、長らくいわゆる益税として取得をしてきました。

税の基本原則は公平・中立・簡素というふうに言われておりますが、国の厳しい財政状況が続く中、ある意味不公平な状態になっているものを、時期の問題はともかく、是正の方向で制度改正するということが自体はやむを得ないと言えるのかもしれませんが。そう考えると、私はインボイス制度の導入自体に明確に反対するということではできないかなと考えます。

しかしながら、シルバー人材センターの会員は形式的には個人事業主であり、インボイスを発行できない免税事業者ということになっておりますが、会員の実態、実質としては売上向上を追求する個人事業主というよりは、収入より生きがいのために、臨時・短期・軽易の範囲で働く被用者であるというふうに見られます。このようなセンターの会員についてもその形式面のみを捉えてインボイス制度を適用するのであれば、センターは消費者から受け取った消費税額をそのまま納税をしなければならなくなってしまうのですが、そもそもシルバー人材センターは公益的な法人として収支相償の範囲で運営しており、新たに税負担をし得る財源的な余裕は制度上許しません。

とすれば、会員の手取り収入を減らすか、消費者へ負担を求めるしかないということになるんですけども、シルバー人材センター会員の平均的な月収は3.5万円というふうにも言われております。これ以上、手取り額を減らすことはいかに生きがい就労を目的としているという状況であっても、受け入れがたいのではないかというふうに考えられます。

そこで、国にはシルバー人材センターに係る取引についてのインボイス制度の適用除外、除外特例の創設や補助金制度の創設等、センターにおいてインボイス制度導入後も安定的な事業運営が可能となる措置を要望したいと考え、本件を提出いたしました。

議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第14、「決議第2号、STOP！コロナ差別 三郷町宣言決議案」を議題といたします。事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

決議第2号、令和4年6月10日、三郷町議会議長 伊藤勇二 様。

S T O P！コロナ差別 三郷町宣言決議案。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 辰己圭一。賛成者 先山哲子、高田好子、木谷慎一郎、澤 美穂、木口屋修三、山田勝男、高岡 進。

「新型コロナウイルス 国内初の患者」などとメディアで報じられたのは、令和2年1月16日のことでした。2年4ヵ月以上経過した現在も新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えません。令和3年2月から医療従事者や高齢者をはじめとする新型コロナワクチン接種が始まりましたが、感染の予防に努めても、この感染症を完全に防ぐことは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になる可能性があります。

一方で、感染された方や医療従事者・エッセンシャルワーカー（人々の生活を支えるために必要不可欠な仕事に従事する方）とその家族、体質や持病等の身体的理由を含め、様々な理由によりワクチンを接種していない方などに対する差別や偏見、誹謗中傷、SNSへの心ない書き込みなどの状況が後を絶ちません。

いかなる場合であっても、人権を侵害し、大切な命、暮らしや仕事を脅かす行為は決して許されるものではありません。今、みんなが不安に包まれやすくなっています。そんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えることが大切です。

三郷町では、SDGsの理念「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、様々な取り組みを行っており、そのひとつとして、シトラスリボンプロジェクトに賛同しています。

三郷町議会は、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと、今後も町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりを進めることを、ここに宣言します。

「S T O P！コロナ差別 三郷町宣言」。

1. 私たちは、感染者とその家族、ワクチンを接種していない方などへの差別や偏見のない三郷町をめざします。

1. 私たちは、医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見のない三郷町をめざします。

1. 私たちは、思い込み、過剰な反応による差別や偏見のない三郷町をめざします。

以上、決議する。

令和4年6月、奈良県三郷町議会。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 提案理由の説明を求めます。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「STOP！コロナ差別 三郷町宣言決議案」について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスは、令和元年12月に中国の武漢市で原因不明のウイルス性肺炎として確認され、この日本においても新型肺炎、国内初の患者などメディアで報じられたのは令和2年1月16日のことでした。そして、それ以降、世界的にコロナの感染が拡大し、現在も新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えません。

その中、日本は昨年の令和3年2月から医療従事者や高齢者をはじめ、日本国内に住民登録がある12歳以上の方の新型コロナワクチン接種が実施され、コロナの発症や重症化を防ぎ、多くの命が守られました。しかしながら、感染の予防に努めてもこの感染症を完全に防ぐことは難しく、誰もが感染者や濃厚接触者になる可能性があります。

一方で感染された方や医療従事者、エッセンシャルワーカーとその家族の方々、また、アレルギー体質や持病等の身体的理由を含め、さまざまな理由によりワクチンを接種していない方などに対する差別や偏見、誹謗中傷、SNSへの心ない書き込みなどの状況が後を絶ちません。実際に数人の方から私のところに連絡がありまして、今言ったような相談を受けました。さまざまな差別的な事例があると分かりまして、本当にすごく驚きました。

それから、今年3月からは努力義務はございませんが、5歳から11歳の子どものワクチンを接種できるようになりましたが、ワクチンを受けさせる受けさせない、あるいは今は様子見など親の理解や判断に委ねられております。正直、自分の子どもに接種されるか悩んでおられる親御さんもおられ、慎重派の方もたくさんおられます。子どもたちは学校や習い事などで集団生活を過ごす時間も長いので、もし感染したり、ワクチンを打った打ってないなどに対して偏見を持たれ

てしまったり、差別をされてしまったりすることは誰にとっても本当に悲しいことだと思います。

大人から子どもの全ての人がいかなる場合であっても、人権を侵害し、大切な命、暮らしや仕事を脅かす行為は決して許されるものではありません。

今回、この「STOP！コロナ差別 三郷町宣言の決議」を提案させていただいたのは、もし自分が差別や偏見などで困ったとき、この宣言が町民の皆さんのお守りにしていただけたらと思っております。

そして、一番大事なのは、今一度、自分の言葉や行動が差別につながっていないか、誰かのことではなく自分のこととしてみんなで考える機会になれば幸いです。また、三郷町は誰ひとり取り残さない社会の実現というSDGs未来都市三郷の理念の下、シトラスリボンプロジェクトに賛同し、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったこのプロジェクトは、ただいま、おかえりの気持ちを表しています。

感染症に関わる全ての方々の人権が守れるよう、三郷町が一丸になって取り組んでいます。皆さんお気づきかと思いますが、森町長はマスクにシトラスリボンをつけて、常に意思表示をされております。私もスーツの上着にシトラスリボンを何回かつけていたんですけども、結構、すぐに取れたりとかするので、私も町長のまねをして、マスクに今後つけていきたいと思っております。

そういうことでシトラスリボンプロジェクトとともに、新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さないとの強い決議の下、今後も町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな優しさあふれるまちづくりを進め、1、感染者とその家族、ワクチンを接種していない方などへの差別や偏見のない三郷町、1、医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見のない三郷町、1、思い込み、過剰な反応による差別や偏見のない三郷町を目指すことを宣言し、この三郷町議会から全国へ、そして世界に向けて発信できればと考えております。

以上が提案理由でございます。議員各位におかれましては、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙２頁～５頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前１１時といたします。

休 憩 午前１０時３８分

再 開 午前１１時００分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第１６、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（審議の回数）第５５条、同一議員につき、同一の議題について３回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第５６条の規定により、質問、答弁合わせて原則１時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第６１条第３項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になれますようよろしくお願いいたします。

通告順１番、高田好子議員の質問であります。先般の議会運営委員会において、高田議員の２問目「ヤングケアラー支援について」と、神崎静代議員の２問目「ヤングケアラーに関する実態把握と支援について」は、関連質問とすることに決定しております。よって、議会運営委員会の申し合わせのとおり、高田議員の質問終了後に関連する神崎議員の２問目の質問を行います。神崎議員の質問は２回までとし、質問時間については高田議員の質問とあわせて１時間以内といたします。

それでは、６番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

６番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきま

したので、先般通告させていただきました1番目の項目、HPVワクチン接種の積極的勧奨再開について質問をさせていただきます。

子宮頸がんは子宮の入り口付近である子宮頸部にできるがんで、20歳から30歳代の若い女性が発症することも多く、マザーキラーとも呼ばれ、国内では年間約1万1,000人が罹患し、約2,900人が亡くなられています。そして治療によって子宮を失ってしまう女性は、毎年約1,200人に上ると言われています。

HPVは多くの女性が一生に一度は感染するとされるウイルスで、約9割の確率で自然に排除されるが、一部の人は子宮頸部などで感染が長期化し、がん化するとされています。子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を防ぐHPVワクチンはWHO（世界保健機構）が接種を推奨しており、100か国以上で公的な予防接種として打たれています。世界中の最新データを継続的に評価し、HPVワクチンは極めて安全であるという見解を発表しております。

日本では平成24年4月に予防接種法に基づく定期接種となり、ワクチン接種を希望する小学6年生から高校1年生までの女子を対象に無料で接種が可能となっております。ところが、接種後に全身の痛みなど副反応と疑われる報告が相次いだため、国は平成25年6月よりHPVワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるとなりました。

定期接種として位置づけは変わらないものの、多くの自治体が対象者への個別接種通知などによる周知を行わなくなったことで、約70%あった接種率が1%未満にまで激減してしまいました。

令和3年10月1日に開催された厚生労働省の厚生科学審議会ではHPVワクチンの安全性や有効性などを検討し、積極的勧奨の再開を妨げる要素はないと結論づけました。また、同年11月12日に再度再開された審議会においては、再開に向けた課題について対応を整理した上で、平成25年6月より続いていたHPVワクチンの積極的勧奨の差し控えを終了することが決定され、同年11月26日付けで全国の自治体に対して通知が出されています。

今回のこの正式通知によりまして、令和4年4月よりHPVワクチンの積極的勧奨が約9年ぶりに再開されることとなりました。

そこでお尋ねいたします。令和2年10月9日付け、令和3年1月26日付け

の２度にわたり、国から積極的な勧奨とならないように留意しながら、対象者に個別通知により情報提供することとされた通知が発出されております。通知を受けたあとの令和２年度と令和３年度の本年の対応及び接種状況についてお聞かせください。

また、積極的勧奨が再開されることによる定期接種対象者への周知の方法についてはどのようにされていますでしょうか。約９年間の積極的な勧奨を差し控えたことで、接種機会を逃した平成９年度生まれから平成１７年度生まれの女子に対しては、救済措置として改めて３年間の公費による接種機会を得られるキャッチアップ接種が導入されることになりました。

本町におけるキャッチアップ接種の対象者数及び周知方法をどのようにされるのか伺いたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高田議員の１問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、令和３年１１月に開催された厚生科学審議会において、平成２５年６月より続いていたＨＰＶワクチンの積極的接種勧奨差し控えを終了することが決定され、本年４月からＨＰＶワクチン接種の積極的勧奨が再開されることとなりました。

議員ご質問の令和２年度及び令和３年度の対応及び接種状況につきましては、まず令和２年度では町のホームページにて、中学１年生から高校１年生は定期接種の対象者であることの周知を行いました。接種状況につきましては、令和２年度内に３回接種を完了した方は２名であります。また、令和３年度では積極的勧奨ではないが定期接種の対象者であることを記載した通知文や厚生労働省からの文書等も含め、定期接種を全対象者３７６名に対し、個別に通知を行いました。接種状況につきましては、令和３年度内に３回接種を完了した方は９名であります。

次に、積極的勧奨が再開されることによる定期接種対象者への周知方法については、令和４年度の定期接種対象者３９８名のうち、３回接種を完了している５名を除いた３９３名に対し、既に通知文を送付しています。

最後に、積極的な勧奨を差し控えたことで接種機会を逃した平成９年度生まれ

から平成17年度生まれの女性に対しては、特例措置として3年間の接種機会が得られるキャッチアップ接種の制度が設けられました。本町におけるキャッチアップ接種に該当する対象者数は737名で、対象者全員に対し、今年4月下旬に通知文を送付しております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田好子議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ただいま部長より、令和2年度、令和3年度のそれぞれ接種状況や対応をお聞かせいただきました。定期的接種対象者への周知や、あと、キャッチアップ接種の対象者数などもしっかりと確認させていただきました。また、キャッチアップ接種の対象者が737人いるというふうに言われていて、今年度中にまたしっかりと通知を送っていただけるということも確認できました。

積極的勧奨を控えた期間、ワクチンが存在することを知らなかった方もやはり中にはいらっしゃると思いますので、個別通知であるとか情報提供をしっかりとしていただきたいと思います。と思っています。

厚生労働省によると、HPVワクチンは16歳頃までの接種が最も効果が高いものの、それ以上の年齢でも有効性があり、明らかな安全性の懸念は示されていないとしています。また、HPVワクチン接種後に生じた体の痛みなど、多様な症状をめぐっては、厚生労働省専門部会が厚労科学研究の全国疫学調査の結果を踏まえて、接種歴のない人にも同様の症状があることが一定数いると確認をし、接種との因果関係に関する新しい質の高いエビデンスは報告されていないと判断されました。

その上で、接種後に生じた症状に苦しむ人に対して、寄り添った支援を引き続き行うべきだとし、国は適切な診療を提供するため、各都道府県に1か所以上の協力医療機関を整備し、生活面の支援強化に向けて相談窓口も設けています。厚生労働省が最新の知見を踏まえ、安全性について特段の懸念が認められないと判断されたことから、積極的勧奨が再開されましたが、積極的勧奨を差し控えていたことで、接種機会を逃した方に対して子宮頸がん予防の観点から20歳からのがん検診の重要性もあわせて周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、定期接種の対象年齢を過ぎた後にワクチンの重要性に気づき、2種類HPVワクチンのどちらかを半年から1年の間に同一ワクチンを原則3回接種する、

また、約4万から5万の費用を自己負担し、接種された方に対して費用助成を行うお考えはありますでしょうか。お尋ねいたします。

いろいろと課題もあるということは存じておりますけれども、子宮頸がんの原因がHPVというウイルスの持続感染で起こっているということが分かっております。全国医師会、小児学会、産婦人科学会も積極的勧奨について国に強く要望しております。毎年、多くの女性が子宮頸がんにかかり、お亡くなりになっております。正しい情報を知って、HPVワクチンを受けるという選択で多くの女性の命が、子宮が救われ、そして1人でも多くの女性の子宮頸がん予防ができることを切に願っております。

もちろん、全く副反応がないワクチンはありません。そのことも理解して医師と相談して親子で一緒になって考え、接種、検診に臨んでほしいと思います。積極的勧奨再開という国の大きな方針転換にもよりまして、対象者も多く、本当に大変な対応だと思いますけれども、キャッチアップ接種、また定期接種の方についても丁寧な情報と相談支援についてもしっかりと取り組んでいただくことをお願いし、ご答弁をお聞きして、私の1問目の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のがん検診の重要性についての周知することについてでございますが、本町といたしましても必要であると考えております。本年4月に接種機会を逃した方に対しまして、子宮頸がん検診のお知らせの中に、その必要性についても追記し、既に周知のほうを行っております。

また、2点目の個人負担で既に接種が終わられている方の費用の助成につきましては、国や県、また近隣町の動向を見ながら予算等も含め、今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

ヤングケアラー支援についてお伺いいたします。昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。大人に代わって毎日のように家族の世話や家事などをする

18歳未満の子ども、ヤングケアラー、家族に病気や障がいのある人がいることも多く、政府は支援を強化するため、今年度から3年間を集中取り組み期間と定め、若年層の認知度を向上させるための対策を強化する方針を明らかにしています。

ヤングケアラーについて政府は、昨年4月に中学生と高校生、今年4月には小学生を対象にいずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しています。奈良県においても県教育委員会が昨年6月に県内公立中学校3年生と県内公立高校全生徒を対象に調査を実施し、結果を公表しております。

今年1月に全国の小学校6年生を対象に郵送などで調査を実施し、9,759人の回答をまとめ、4月に発表をいたしました。この調査では大学3年生にもインターネットで調査をし、9,679人が回答をしております。

小学6年生では世話をする家族がいるのは15人に1人に相当する6.5%で、昨年4月に調査結果が公表された中学2年生の17人に1人、5.7%、全日制高校2年生の24に1人、4.1%と比べて多い結果となり、改めて深刻な事態が明らかとなりました。調査が行われたことは評価をいたしますが、支援の必要性、対策が急がれております。

小学6年生の家族の内訳は複数回答で、兄弟が最多で、平日1日に世話に費やす時間は1時間から2時間未満が27.4%と最も多いが、7.1%が7時間以上との結果も出ております。世話をする家族がいる児童はいない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されています。

また、世話をする児童の半数以上が、特にきつさを感じていないと回答、家族の世話による制約も6割以上が特にないと答えています。この点についても厚生労働省は支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定数いると見ております。

家族にどのような世話をしているか聞いたところ、見守りが40.4%で最も多く、家事が35.2%と続き、ほかにも兄弟の世話や送り迎え、話を聞く、お風呂やトイレの世話など、複数回の回答ではありますが、1人がさまざまな世話を担っていることがうかがえます。日常的に年齢や成長の度合いに見合わない、重い責任や負担を負うことで、勉強や不登校、友人関係などにも影響が出てくる場合があります。また、自分自身の状況が当たり前に感じ、SOSを出せない子どももいます。ヤングケアラーは報道等で取り上げることも増えてきましたが、まだ

まだ知られていないのが現状で、社会的に認知度を高めることが大変重要と考えております。

本年３月３１日、ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱が厚生労働省より発出され、新ヤングケアラー実態調査研修推進事業及びヤングケアラー支援体制構築モデル事業の内容が明らかとなりました。

さらに厚生労働省は、５月１４日、学校や自治体が連携するためのマニュアルを公表し、ヤングケアラーを取り巻く状況などに加え、現場での取り組み事例を紹介、家族が抱える課題は複雑になっているとして、切れ目のない支援が求められると説明をしております。

４月に公表された小学校への調査結果を踏まえ、本町において独自の実態調査を実施されますでしょうか。また、実態調査を行うのであれば、対象者や調査はいつ頃行う予定でしょうか。お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の２問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、高齢者・障がい者・子ども生活困窮の相談支援など、地域住民のニーズに対する断らない包括的な支援体制の構築に向け、縦割り行政を打破し、全庁横断的に実施する重層的支援体制整備事業を本年４月から本格的に実施しているところでございます。

これまでも、生理の貧困、セルフネグレクトをはじめ、町全体で受け止める相談体制につきましては重層的に対応しており、今回、ご質問のヤングケアラーにつきましても、同様に対応しているところでございます。

さて、家庭の事情により家族の介護や世話をする子ども、いわゆるヤングケアラーが全国的に増加傾向にあると言われております。また、厚生労働省が実施した実態調査の結果、世話をしている家族がいると回答した子どものうち、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話をほぼ毎日していると回答した中高生は５０％弱、１日平均７時間以上お世話をしていると回答した中高生が約１０％存在するという結果でした。本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々１人で耐えている状況がうかがえます。

以上のことを踏まえ、本町では昨年９月以降、重層的支援会議や研修等を実施

し、本町におけるヤングケアラーの実態を把握する必要があることに至り、町独自のアンケート調査について、小学校・中学校長の意見を聞き、その内容を精査し、本年6月中に小学6年生を対象に無記名による実態調査を授業終了後に実施いたします。中学生につきましても、小学6年生と同じ内容の実態調査を行う予定でありましたが、6月2日付けで県の教育委員会より、6月中に中学1年生から3年生を対象に実態調査を行う旨の通知がありましたので、町独自のアンケートではございませんが、実施いたします。

なお、調査結果については公表されるとともに、教育委員会及び中学校にも提供を受けることになっております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田好子議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ただいま部長より、小学6年生は町独自のアンケートを行っていただくということ、また、中学生は全員対象で県が主体でアンケートを実施することの旨をお伺いいたしました。今も言ってくださったんですけれども、県からの情報を、結果を基に参考にしながら、本町の取り組みについてもスピード感を持って取り組んでいただきたいことをお願い申し上げます。

ヤングケアラーに関する実態調査と前後して、政府は支援策の強化に乗り出し、先ほども述べましたが、本年から3年間を集中取り組み期間と定め、自治体に対する支援を行います。ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対して国が財政支援をすることとし、加えて、自治体と関係機関支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営サポート、ほかにもヤングケアラーへの訪問支援事業も行うとされており、積極的に活用をして、ヤングケアラーの適切な支援につなげていただきたいと思います。

昨年、質問させていただいた際に、ヤングケアラーに関する相談があれば、重層的支援体制により問題の対処をするとし、重層的支援会議やエリアマネージャー会議の設置も行っていただき、本年3月には重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、複雑化・複合化した課題にその家庭に存在する可能性が高いヤングケアラーを重層的支援体制の対象者としていただき、エリアマネージャー会議等で課題共有を進めていただいていることには大変感謝をしております。

重層的支援体制の下、ヤングケアラーに対する支援の在り方について、また、

ヤングケアラー当事者の声として、自治体などの相談窓口を利用しにくいと感じているとの調査結果もあることから、SNSやオンラインなど子どもが話しやすい相談支援体制の計画等がありますでしょうか。実態に関する調査研究報告書によると、ヤングケアラー自身がヤングケアラーという問題を認識しておらず、中高生を対象にした実態調査では8割以上がヤングケアラーという言葉聞いたことがないと回答し、国民一般の認知度も低いと見られています。ヤングケアラーの認知度向上に向けた取り組みへのお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、ヤングケアラーに対する支援の在り方につきましては、本年5月20日金曜日に重層的支援会議を開催し、検討いたしました。その結果、奈良県ヤングケアラー支援に関する取り組み方針をベースとし、先進事例であります神戸市の取り組みを参考に、現在、支援体制について協議中であります。

議員ご質問のヤングケアラーに関する相談・支援窓口につきましては、一元化するため、社会福祉協議会が担当し、支援内容に応じ、住民福祉部、教育委員会、こども未来創造部等と連携を密に図り、学校の先生方の協力をいただきながら、重層的に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のSNSやオンラインによる相談支援体制の計画についてでございますが、既に、奈良県が開設しているヤングケアラー専用メールやLINE相談、電話教育相談などの活用を考えており、今後、学校教育委員会、また関係機関等と連携を図りながら、周知方法等も含め、検討してまいりたいと考えております。

最後に、ヤングケアラーの認知度向上に向けた取り組みにつきましては、昨年の9月号広報及び町のホームページを活用し、町民の皆様に周知を行ってまいりました。また、昨年9月には町職員や学校関係者を対象に研修会を開催し、ヤングケアラーについての認識を深め、スキルアップに努めてまいりました。

今後につきましては、学校及び教育委員会等と連携を図りながら、児童・生徒に対する周知方法等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田好子議員、再々質問を許します。

6 番（高田好子）（登壇） ただいま部長より支援体制をさまざまお聞かせいただきました。オンラインなど、また専用メールなども活用することを進めていただきたいと思います。

文化科学省や厚生労働省はヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を費やすため、学業不振や不登校、就職機会の創出など深刻な問題に発展しているケースがあると見ています。

ただ、ヤングケアラーは幼い頃からそうした状態に置かれている人も多く、当事者自らが相談したり、助けを求めたりできないケースも少なくありません。学校などで助けを求めることの大切さを周知していく必要があります。また、家族のために献身するヤングケアラーの子どもの行動は尊く、それ自体は否定すべきものではありません。ただ、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがあってはなりません。一人ひとりが思い描く人生を歩んでいただきたいです。

ヤングケアラーは見えにくい存在となっていますが、状況把握をして子どもたちの将来のための適切な支援につなげていくためにも、地域全体で見守っていくこと、支えていくことが必要と考えております。ヤングケアラー支援を条例化した自治体は少ないですが、ヤングケアラー要綱も含め、条例制定を強く要望いたします。私の2問目の質問を終了させていただきます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

次に関連質問として、1番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、ヤングケアラーに関する実態把握と支援について関連質問をさせていただきます。

高田議員への答弁で、私がお聞きしたかったことほぼ答えていただいたと思っていますけれども、一つ、アンケートについてお尋ねします。

それはまず、アンケートは何のために行うかということなんですけれども、ヤングケアラーを支援するためにはヤングケアラーの実態をより正確に把握する必要があります。と思います。

通告書にも書きましたが、昨年6月に奈良県が県内の公立中学校、第3学年及び公立高校生全生徒を対象に実態調査を行っています。県内の公立中学校3年生約1万500人、そのうち三郷中学は190人中172人が回答し、回答

率が90.5%でした。その調査結果を見ておきますと、ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容を知っていると回答したのは全体では8.2%、三郷中学では2.3%でした。聞いたことがないと回答したのは全体で80.7%、三郷中学では90.7%でした。ヤングケアラーについてはまだまだ知られていない。三郷の場合は奈良県全体よりもさらに知られていないという状況でした。

これから見ますと、なかなか子どもたちが、ヤングケアラーのアンケートを受けたときもちゃんと正しくヤングケアラーのことを理解していないので、例えば、毎日お風呂掃除をすとか、雨戸の開け閉めをすとか、そういう一般のお手伝い、家事のあれを家族の一員として行うそういうものと、本来大人が担うべき家事や家族の世話をすということの線引きというのをちゃんと子どもが理解しているかという点がなかなか難しいところだなと思っています。

そういうことの中で、家事や家族の世話についての質問で、ほぼ毎日、週3回、週3日から5日ほど行っていると回答した割合が県全体では9.7%、三郷中学では8.8%でした。

1年前の調査なのでそれよりは最近はちょっといろいろ報道などもされておりますので、少しは知られるようになったかなとは思いますが、なかなかヤングケアラーの状況について、子どもというのがまだ理解しているかどうかというところが難しいので、そのアンケート調査もちろん必要なのでやっていただきたいんですけども、ただそれだけではなくて、やっぱり学校の先生とか日常的に接している方などから見て、子どもの状況がどうなのか、先ほど高田議員もおっしゃっていましたが、自分でなかなか自覚していないという子ども達もおりますので、その辺も教育関係者等の意見なんかも聞きながら正確につかむ必要があるんじゃないかと思っていますけど、その点についてはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、昨年6月に奈良県が公立中学校3年生を対象に実施されましたヤングケアラーに関する調査結果では、ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容を知っていると回答した生徒が県全体の8.2%に対して、本町の中学生はわずか2.3%でした。

一方で、家事や家族の世話を行っているとの質問に対し、週3回から5日行っていると回答した生徒は、県全体とほぼ同じ8.8%との結果が出ております。これは生徒本人がヤングケアラーとは思わずに行っていることが考えられるので、このような生徒を見過ごさないような取り組みを行うことが重要であり、先生方には注意して生徒を見守っていただくとともに、個々に応じた支援をお願いしてまいります。

また、昨今では、テレビのCMやニュース等でヤングケアラーが世間的には知られつつあるものの、三郷中学校の生徒の約9割がヤングケアラーを聞いたことがないと回答している現状でございます。今回のアンケートを実施する際に、単にアンケートを実施するのではなく、先生方がヤングケアラーを理解しつつ、児童・生徒がその意味を理解できるような指導をお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎静代議員、再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） ぜひそのようにしていただいて、やっぱり、子どもの状況を的確につかんで、子どもの言葉というか状況に耳を傾けて、心を通わせるきめ細かい対応がとても重要だと思っていますので、その辺を留意していただきたいと思います。

支援の方法もいろいろ、先ほどの高田議員のときに答えていただきましたし、地域の人々との協力とかということも非常に大事なことになるので、その辺も含めて取り組んでいただきたいと思います。

家族のケアで困難にある子どもは家庭内の問題ということでみなされて、なかなか近所の方々ともそういう支援も得にくいということもあろうかと思うので、やっぱり、町民の皆さんにもそういうことをぜひ啓発を強めていただいて、地域全体で、それから、子ども本人も自分、この間もたまたまテレビを見ていたらそういうヤングケアラーの子どもが一生懸命お手伝いをするので、親たちにありがとうねとか言われてすごい自分がうれしくなる。だから、それでヤングケアラーになっているということがよく分かってないというような、その番組でそういうのがあったんですね。

だから、そういうのを見たりしていたら徐々に分かってくることもあろうかと思いますが、まだまだ知られてないので、地域の人たちへの啓発も共に、それから、本人が気づいてなくても、あんたはヤングケアラーなんやということ

で、学校の先生とか町とかで支援をしっかりと行っていただきますようお願いをして質問を終わります。

議長（伊藤勇二） 1 番、神崎静代議員の関連質問及び 6 番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8 番、澤美穂議員。一問一答方式で行います。

8 番（澤 美穂）（登壇） 議長の許しをいただきまして、私の 1 問目の質問を行わせていただきます。

1996 年にアメリカの心理学者、エイレン・N・アーロン博士によって発表された人一倍敏感な気質を持つ子の H S C、ハイリー・センシティブ・チャイルドは約 5 人に 1 人いると言われていますが、皆さんはご存知でしょうか。

最近の子どもは自己肯定感が低いと言われるのもそのせいかもしれません。約 5 人に 1 人と聞くと、65 歳以上で認知症になる割合を思い浮かべる方もいらっしゃると思いますが、認知症は誰でもよくご存知ですが、H S C はご存知ない方が多いと思います。最近テレビでも取り上げられ始め、芸能人でもロンドンブーツ 1 号 2 号の田村淳さん、要潤さん、ベッキーさんなどが H S C であることを公表されています。

H S C かどうかを判断する際のチェックリストがあり、23 のチェック項目から当てはまるものが 13 個以上あると H S C であるとされています。一例を申し上げますと、すぐにびっくりする、服の布地がちくちくしたり、靴下の縫い目や服のラベルが肌に当たったりするのを嫌がる、驚かされるのが苦手である、いつもと違うにおいに気づく、直感力にすぐれている、服がぬれたり砂がついたりすると着替えたがる、完璧主義である、痛みに敏感である、誰かがつらい思いをしていることに気づく、石橋をたたいて渡る、物事を深く考えるなどがありまして、昨日の北小の小学校 5 年生の田植えでも、田んぼに入りたがらない子どもがおりまして、ちょっと可能性があるのかなと思って見ておりました。大枠は特徴的な四つの性質、ダズ（D O E S）、この四つを深く処理する、過剰に刺激を受けやすい、全体的に感情の反応が強く、特に共感力が高い、ささいな刺激を察知する、この四つでダズと呼び、この四つに当てはまらなければ H S C でないと言われるぐらいの特徴です。

H S C とよく混同される発達障害がクローズアップされていますが、発達障害の中でも分類があり、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳

機能の発達に関する障がいであり、ほかにもトゥレット症候群や吃音なども発達障害に含まれます。発達障害ではなくH S Cの可能性もあるのに認知度はとても低いのが現状です。

また、母親がH S Cのことを知らなければ、初めての子育てでは戸惑い、兄弟やほかのお子さんとの違いに悩むことがあるかもしれません。これは産後鬱を発症する原因にもなるかもしれません。

障がいではなく性格の一つとされているので医学的に診断がつかないこともあり、周りから理解されないことから、不登校やひきこもりの原因の一つになる可能性が指摘されています。保護者や園、学校の先生方がH S Cの対応を知ってくださるだけで、H S Cの子どもが安心して生活できると思います。

三郷町でのH S Cの現在の取り組みをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、H S Cとは、ハイリー・センシティブ・チャイルドの略で、気を遣い過ぎて疲れやすいなど、人一倍敏感な気質を持つ子どものことを言います。また、H S Cは病気ではなく性格の一つであり、ネガティブに捉えないことが大切であると言われていています。

ご指摘のとおり、一般的にH S Cに関する認知度はまだまだ低く、H S Cのことを理解していないことにより、保護者や兄弟、その子に関わる周りの人が戸惑い、その子自身、学校など多くの人が集まる空間にいただけで過度なストレスを感じ、不登校になることも考えられます。

このことから本町といたしましては、H S Cに関する知識を身につけることが重要であると認識しています。

まずは保護者をはじめ、町職員及び学校の先生方がH S Cについて正しく理解することで、子ども達の心身の状況を少しでも分かり合え、個々に応じた対応ができるのではないかと考えております。

今後につきましては、H S Cに関する相談を受けた町職員や先生方が適切に対応できるよう、H S Cの特性や子どもの接し方等について研修会の機会を捉え、認識を深めるとともにスキルアップに努めてまいりたいと考えています。

また、議員ご質問のH S Cに関する周知の方法につきましては、広報やホームページ等を活用しながら、H S Cに特化した内容を掲載し、町民の皆様への周知を図ってまいります。

最後に、今後の対応につきましては、学校、教育、子ども、福祉等における各分野の専門職など、複数の部署が関係することから縦割り行政にならないよう連携を密に図りながら情報共有し、対応してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございました。実は一般質問をさせていただこうと考えたときに、あくまでも気質なので医師の診断が伴わないこのH S Cに対してどのようなご答弁をいただけるのかと、私自身も考えさせていただきました。他市町村の取り組みを調べましても、全く探せませんでした。けれども、ほかの市町村で取り組みがないからといって、日常生活がしんどい子どもが三郷町でもいる可能性があるならば、ぜひ三郷町で周知をし、皆知っていることで、少しでも安心し、楽になれるのではないかと思います、質問させていただきました。

内閣府が令和元年に行った全国の1万サンプルで13歳から29歳を対象とした子ども、若者の意識に関する調査結果が令和2年7月に公表されています。

その中の質問に、社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験があったと思う場合で、かつ、次のような方からの支援を受けたことがある場合、その中で最も役に立ったと思うものを一つ選んでくださいの問いについて、13歳から14歳では、約4割近くが医師や保健師等の医療関係者やスクールカウンセラーを押さえて、学校の先生を挙げていますし、15歳から19歳でも圧倒的に学校の先生となっていました。子ども若者総合相談センター、教育相談所、相談室などの相談機関を認知したきっかけについても、学校から情報を得たと回答し、相談するなら学校でと回答している年代が若いほど高くなっており、全体と比較した結果、どちらも優位性が認められ、また、25歳から29歳では、医療機関に通って相談する19.7%が最も高く、全体と比較しても優位さが認められるデータが示されています。

このデータからも高校生までの子どもたちにとって、学校の先生は親以外が一番身近で信頼できる存在で、学校を情報が与えられる場所であると認識していると言えると思います。H S Cについて保護者や先生方が理解し、校内や町内で周

知をしていただければかなりの効果があると思われます。

あくまでも私の実体験ですが、子育てをする中で、うちの子と一緒遊ばせていて、あれ、もしかしてと素人の私でも思うお子さんがいらっしゃいました。それとなく、ママ友に〇〇ちゃん何々ができづらいんちゃうかなと聞いたことがあります、認めることはありませんでした。成長するにつれ、ほかのお子さんとの差が顕著になっていき、結局は障がいがあることが分かりました。母親としては自分の子どもに障がいがある可能性は認めたくないものだと、先輩ママから教えてもらいましたが、お子さんにとっては一日でも早く適切なケアを受けたほうがよいことも知りました。

H S Cは発達障害と似通っているとの情報もありますので、気質としてのH S Cだったとしても、もしかしたらの場合も考えられるため、成長の過程を観察していただく意味でも、健診時だけでは不十分なので将来的には療育を受けられるようにし、専門知識のある方のサポートを受けられるようにしていただければと思います。

近年、織細さん関連の本がよく売れています。こちらはH S Cではなく、H S P、ハイリー・センシティブ・パーソン、子どもではなく、大人の人一倍敏感な気質を持たれる方を対象にした本です。大人になってから自分がH S Pだと理解し、精神的に楽になれる方が多いとも見聞きします。もしかしたら、役場の職員の中にも該当する方がいらっしゃるかもしれません。

私が言うまでもないことですが、これからもお互いを尊重し、個性を認め合って、適材適所で三郷町のためにご尽力いただけますことをあわせてお願いいたします。

H S Cであっても発達障害であっても、どちらにせよ、あくまで分類でしかありません。三郷町の子どもたちが楽しく自分らしく生きていけることが何よりも大切だと考えます。保護者、先生、地域の人、周りの大人が彼らをしっかりと受け止め、個性のよさを伸ばしながら、生きづらさを理解することで安心感を与え、心も体も健やかに成長してくれる環境を与えてくださることを切に要望します。

この場で答弁をいただくよりも、これから重層的に連携して議論を重ね、よりよい答えを導き出して、誰ひとり取り残さない三郷町がほかの市町村の先駆けとなっていただきますようお願いをいたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 番目の質問に移ります。8 番、澤美穂議員。

8 番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2 番目の質問に入らせていただきます。

現在、町の住民基本台帳に記録されている町民非課税世帯に属する75歳以上の高齢者に、福祉タクシー利用券を1年間に20枚交付されています。これは平成21年4月から施行されているもので、高齢者の生活行動の範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、高齢者に対し、福祉タクシーの利用料金を助成し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とし、交付され始めた条例にあります。

当時は、乗合タクシーがまだない時代のものであり、今は乗合タクシーのほうが明朗会計で人気があるようです。その大きな理由の一つにタクシー会社によっては、迎車料金を取られることがあるらしく、主に西和医療センターへ通院される場合に福祉タクシーを利用されているそうですが、病院に行くたびに迎車料金の数百円を現金で支払わなければならないので、通院は減らすことができないので、数百円といえども負担になっているそうで、差額の返金は要らないので、福祉タクシー券で乗合タクシーに乗りたいというご要望をいただいております。

この福祉タクシー券は1年間有効で、交付されたけれど使わずに有効期限が切れてしまう方や遊びに行くときに利用されていた方が多く、遊びに行くのだから迎車料金で文句は言えないと思われていたそうですが、コロナ禍で外出が制限され、体が衰えてきてしまった方も多く、自転車での病院通いをされていたのをタクシーに変えられた方もあり、迎車料金の負担が切実になってきているようです。

そのまま流用可能にしていだけるか、できることなら交付の際に現状の福祉タクシー券20枚か、乗合タクシー券30枚かを選べるようにしていだけると喜ばれると思います。

乗合タクシーの料金は、300円、500円、700円とありますので、間を取って500円券を30枚にすると、現状の1万3,800円から差額が1,200円出ると思いますが、令和元年10月1日からより環境に配慮した公共交通を推進するため導入された電気乗合タクシーについては、月曜日は丸々役場での太陽光発電で補われているとお聞きした記憶がありますので、大きく出させていただきました。町のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。よろしくお願いします。それでは、澤議員の２問目のご質問にお答えさせていただきます。

高齢者福祉タクシー券につきましては町民税非課税世帯に属する７５歳以上の高齢者に対し、初乗り運賃６８０円のタクシー券を２０枚交付しております。福祉タクシー券の事業者からの請求はタクシー券１枚につき６８０円を支払うこととなり、一度の利用に複数枚数使用していただけますが、お釣りが出ないため、お釣りに相当する部分は町が負担しております。

一方、乗合タクシーにつきましては、１回の利用料の本人負担が３００円、５００円、７００円となっており、それ以上の費用は町が委託料として負担しております。

高齢者福祉タクシーの目的は、高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を進め、健康寿命の増進のため行っている事業であり、民間のタクシー会社で町外を含めた幅広い利用をしていただくことを目的としております。

一方、乗合タクシーは公共交通機関として実施しており、近鉄タクシーに限られ、月曜日から土曜日の８時３０分から１８時、町内、王寺周辺でのご利用となっており、時間も範囲も制限されており、高齢者福祉タクシーとは事業目的が異なります。

以上のことから、福祉タクシー券で乗合タクシーに乗りたいというご意見につきましては、町負担となる部分が発生することから難しいと考えております。また、福祉タクシー券と乗合タクシー券を選択できるようにというご質問ですが、先ほど申しましたとおり、高齢者福祉タクシー券はタクシー券のみで運賃を支払うことができますが、乗合タクシーは本人負担以外に発生した費用を町が委託料として支払っていることやほかにも調整しなければならないことが想定されることから、現在のところ、選択制につきましては考えておりません。

しかしながら、乗合タクシーの７５歳以上の利用件数は把握できてはおりませんが、多くの方が登録されていることから、今後、どのような方法が住民の方にとってよいのか、担当課と情報共有し、他の自治体の事例を参考にしつつ、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 澤美穂議員、再質問を許します。

８番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございました。私、ちょっと料金を勘違

いしておりました、私、690円で計算しておりましたのは、1万3,600円です。ここで訂正させていただきます。

乗合タクシーは、ある時間帯は予約が取りにくいという話も聞きますが、今や、高齢者の中ではデマンドで行くわと言われるほど、高齢者の足として重宝されていることが非常に喜ばしいことだと思います。また、通常、朝8時半からの利用となっていますが、西和医療センターへ行く場合のみ8時からにしてくださっているご配慮も人気を後押しし、今回の要望につながったのかなと思います。

また、乗合タクシーを利用するには事前に登録が必要なので、この時間帯に誰が乗車したかの把握が可能だと思いますので、利用者の年齢割合など出せるかと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

そして、福祉タクシー券を発送する際に、迎車料金の有無を明記したチラシを同封していただければ、選んでいただけるのかなと思いますので、そちらもぜひよろしくお願いいたします。

最後に、これは議員になる前に、交付対象ではない方からお聞きした話なので、私自身は真偽のほど確認できているわけではございませんが、年度末になると、有効期限が切れるタクシー券がたくさん余っているからとお友達と一緒に使っておられるのがずるいというお話を聞いたことがございます。今回、条例の内容を確認しまして、第10条に不正利用の禁止ということで、利用者は利用権を有効期限を超えて利用し、他人に譲渡する等の不正に利用してはならないと明文化されておりますので、すいません、今はどうなっているかも確認できておりませんが、不公平感をなくすためにも不正利用防止についても努めていただきますよう、ご要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 8番、澤美穂議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時10分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時10分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間目標値達成への見通しはということで質問させていただきます。

一般廃棄物処理基本計画は、２０１９年３月に新たに策定されました。計画によれば、ごみ総排出量について、１０年後の２０２８年度の目標値を町民１人１日当たりごみ排出量７４０．８グラムとすることになっています。

計画開始前年度の２０１８年度の町民１人１日当たりごみ排出量の実績は９８９．９グラムでした。計画初年度の２０１９年度は９９４．２グラムとあり、わずかですが、減らずに逆に増えてしまいました。２０２０年度は９２１．９グラム、２０２１年度は９１８．３グラムと減少傾向となっています。ただ、この数値はコロナの影響による社会活動、事業活動の縮小を考慮しなければならない数字ではないかと私は思っております。

計画が始まって３年間で実績で７１．６グラム減りましたが、中間目標年度、２０２３年度の目標値は８４５．１グラムであり、今年度と来年度の２年間で７３．２グラム、これまでの３年間で減らした７１．６グラムよりも７３．２グラムと、その数字よりも大きく減少、減らすことが求められています。

計画が実施された３年間の実績を踏まえて、中間目標値達成への見通しについてお聞かせください。

目標値の達成には計画で示した七つの重点施策、生ごみ処理機モニター募集、ごみ袋の透明、半透明の指定化、集団回収の拡充、事業系ごみ減量化、資源化の推進、小売業者に引き取り義務が課せられていない廃家電の回収体制の構築、未利用間伐材エネルギー化事業、廃食用油の回収場所の拡充、この七つの重点施策を引き続き実施しながら、総排出量の約５５％を占める家庭系燃やせるごみの排出量を抑制する新たな施策も必要ではないかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。久保議員の１問目のご質問にお答えいたします。

議員お示しのとおり、令和３年度の町民１人１日当たりのごみ排出量は９１８．３グラムであり、ごみ処理基本計画における中間目標となる令和５年度の目標値８４５．１グラムに対する達成率は９２％という実績でございました。依然として、コロナ禍における巣籠もり需要の影響が続いており、段ボールや廃プラなどの資源ごみは高止まりで推移しておりますが、これらのごみは資源化に直結いたしますので、令和３年度の資源化率は２６．８６％と、中間目標値をクリアする

結果となりました。

さて、ご質問の中間目標値の見通しにつきましては、目標達成には今年度を含め、あと2年でごみの総排出量を約10%、1人1日当たり73グラムのごみを減らす必要がありますが、令和3年度の目標値に対しては、総排出量で96%、1人1日当たりのごみ量で97%の達成率でございました。単年度ごとの目標値には近づきつつありますが、中間目標値達成に向けては、現在の取り組みを加速させると同時に、議員おっしゃるとおり、可燃ごみをいかに減らすかが課題であると言えます。

中でも、可燃ごみ全体成分のうち50%を占める水分を多く含む厨芥類（生ごみ）をターゲットにする必要があると考えており、本年4月から生ごみ処理機購入補助金を拡充したほか、生ごみ処理機モニター事業のさらなる推進、また、年4回発行しておりますごみ減量ニュースにおいて、9月号で食品ロスについて、12月号では生ごみの減量化についてを取り上げ、啓発する予定としております。

生ごみの減量化はご家庭で比較的簡単にすぐにでも始めることができます。例えば、生ごみの水切りの徹底、買い物は家にある食材をチェックし、必要な分、食べられる量を買う、そして、料理は食べ切れる量を作る等々、ちょっとした意識でごみの減量化が図れ、食品ロスを減らすことにもつながりますので、ぜひ、ご家庭で取り組んでいただきたいと思います。

昨年9月議会の一般質問で、中間目標値に対して1人当たり77グラムの削減は厳しい数字であると申し上げましたが、単年度ごとの目標値には、あと少しのところまで来ております。

これからも今できることを確実に実施し、継続して取り組んでいる事業を着実に積み上げていくほかないと考えており、ご質問の可燃ごみの排出量を抑制する新たな施策については今後の結果を見つつ、検討できればと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保安正議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 皆さんも報道等でご承知かと思えますけども、先般6月2日、国連と連携する国際的な研究組織、持続可能な開発ソリューションネットワークが各国のSDGsの達成状況をまとめた報告書を発表しました。

日本は2018年、19年は15位、2020年が17位、2021年が18位、そして、今年の2022年は19位と、毎年のように順位を下げております。

2022年度のこの19位ですけども、SDGsの17ある目標ごとの達成状況で、12番目のつくる責任 つかう責任、これが新たに最低評価に転落したということが報道をされております。

17の目標の12のつくる責任 つかう責任、そして、169のターゲットの一つに、2030年、要するにSDGsの達成目標年度ですね、2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減するというのがつくる責任 つかう責任ですけども、日本はこれが最低評価に転落したということでございます。

SDGs環境未来都市宣言を三郷町は行っています。ぜひとも町が作成したこの計画の数値、来年、2023年度ですけども、必ずや達成できる、また、なきゃならないというふうに思いますけども、先ほど、部長から生ごみの削減、減量は一番ポイントじゃないかということでありましたけども、私も全く同感でございます。

そのことも含めまして、まず、この中間目標値を達成するという新たな決意をここでお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

議長（伊藤勇二） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、久保議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁で、今取り組んでいる事業を継続して、結果を見て、新しい事業とかそういうのを検討すると申し上げましたが、ごみの減量化につきましては本町の喫緊の課題であることも認識しております。また、可燃ごみ量については令和7年度稼働予定の広域ごみ処理施設への負担金にも影響することはご承知のことだと思います。

ちなみにですが、新たに建設される広域ごみ処理施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設といいまして、温室効果ガスのさらなる削減に向け、焼却する際に発生する余熱を積極的に回収し、超高温高压ボイラーにより国内の一般廃棄物処理施設としては、最高レベルの高効率発電を実現する施設となるものでございます。

新たな中間目標値に対する決意ということですが、先日の定例部課長会議におきまして、本町が抱えている課題解決のため、また、さまざまな事業を今後展開する上での提案等々についてもっと若い職員の意見を吸い上げる方法はないか、また、担当課だけで考えるのではなくセクションの垣根を越えた連携に

より、臨んでいける体制づくりについて話合いが持たれました。

そこで出されたのが若手職員を中心としたプロジェクトチームの結成についてであります。このプロジェクトチームにより出された発想やアイデアを吸い上げ、それが事業化に至れば職員のモチベーションアップにつながります。また、ふだんの業務だけでは把握しづらい個人の秘められた能力、それから、スキルの発掘、あるいは、その人のまた違った一面を引き出すこともできます。

会議の中でいろいろ出されたプロジェクト案の一つで、先ほど、本町の課題であると申しあげましたごみの減量化はまさにこのプロジェクトにより進めていける課題ではないかということで、現在、プロジェクトチーム結成に向け、動き出そうとしております。

なかなかごみの減量化に向けた特効薬的な施策が見い出せない状況の中、このような若手職員によるプロジェクトチームが動き出し、若手ならではの柔軟かつ斬新なアイデアが生まれ、それが新たな施策として事業化されれば、令和10年度の最終目標値へ向かって減量化が加速されるものと期待するところでございます。

先月の5月30日はごみの減量化と共に再資源化を促す啓発活動を推進するために設けられました「ごみゼロの日」で、環境省は6月を環境月間と定め、広く国民や事業者に対して、ごみ減量やリサイクルに関する具体的な方策等について、普及啓発を展開しております。

また、海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などを背景に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が本年4月に施行されました。これによりプラスチック製品の設計、製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環の促進が国を挙げて図られることとなります。

先ほど、久保議員からもありましたように、SDGsで掲げられた17の開発目標の中につくる責任 つかう責任、気候変動に具体的な対策を、また海の豊かさを守ろうなどのゴールがございます。本町といたしましても、これらゴールへの貢献を目指し、住民、事業者、行政が一体となって、リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rの取り組みを一層強化促進し、今後も循環型社会の構築に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保安正議員、再々質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきました若手職員によるプロジェクトチームも含めてぜひ頑張っていたきたい。繰り返しになりますけども、S D G s 環境未来都市宣言を行っている三郷町として、この掲げた、まずは中間目標、来年度までに 8 4 5 . 1 グラム、1 人 1 日の総排出量を達成できるように、あらゆる施策を講じることをお願いしまして、質問を終わります。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会での第 8 期 2 0 2 2 年度・2 0 2 3 年度保険料率改定についての審議の内容ということで質問させていただきます。

後期高齢者医療広域連合の第 8 期保険料は月額 1 人当たり平均で 6 , 8 7 2 円から 7 , 0 9 6 円に、2 2 4 円、3 . 3 % 値上げされました。広域連合議会でのこの保険料率改定についての審議について、提案理由及び審議内容はどのようなものであったかお聞かせください。

また、三郷町議会での三郷町後期高齢者医療特別会計の予算や決算の審議に際しては、広域連合の予算及び決算の概略について、今も行われていますけども、資料の説明をもう少し充実し、広域連合会計についても議論を深めたらと思いますけれども、町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の 2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

令和 4 年度・5 年度における奈良県後期高齢者医療保険料率の改定につきましては、本年第 1 回（3 月）定例会の文教厚生常任委員会で報告させていただきましたとおりでございます。

この保険料率改定に係る審議につきましては、本年 2 月 1 8 日に開催されました奈良県後期高齢者医療広域連合議会において可決されております。議員がおっしゃいます提案理由の説明及び審議内容につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合のホームページでも既に公開されておりますが、本町の文教厚生常任委員会で参考資料に沿って説明させていただいたものと同じく、改定前及び改定後の保険料率等の読み上げが行われ、次に保険料率の算定方法として、国の示す算

定方法に沿って算定したあと、余剰金を活用することにより保険料率上昇の抑制を図った旨の説明があり、可決されたものでありました。

また、議員がおっしゃいます奈良県後期高齢者医療広域連合予算決算の概略及び資料説明の充実につきましては、保険者である広域連合の議会議員である6市3町1村の市町村長及び議員の皆様により採決されており、権限は保険者にあります。

この広域連合の議会については、平成20年度の奈良県後期高齢者医療広域連合立ち上げに先立ち、平成18年に県下全市町村が参加する設立準備委員会において、広域連合議会の組織について協議された結果、市町村長及び市町村議会議員の中から各10名ずつ、それぞれ市から6名、町から3名、村から1名の内訳で決定された議員で議会を構成し、議論、決定することとされました。

また、議員の選出方法は市長会や町村会、または市議会議長会や町村議会議長会から推薦を受けた方、及び一定数以上の推薦を受けて立候補した方から選挙によって決定されます。

さらに、予算決算議会会議録に至る全ての情報が奈良県後期高齢者医療広域連合ホームページにおいて公開されております。

以上のことから、このような経緯を経て決定される広域連合の決定事項について、本町議会の委員会での予算決算等の報告審議することについては考えておりません。

しかしながら、今後につきましてもより丁寧な説明を心がけるとともに、これらの資料の提示を求めていただきましたら、従前どおり、お渡しさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、質疑やご意見等ございましたら、広域連合事務局に本町より申し出てきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保安正議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から答弁いただきました。重複になるかもしれませんが、後期高齢者の保険料、8期ということで、15、6年たったわけですが、一度か何かは据え置かれたことがたしかあったんですけども、あとは全部保険料率が全部上がってきたと思っております。

高齢者の方ですけども、ここで皆さんにも年金の通知も行ったかと思いますけ

ども、年金がまた減らされてます。物価は上がっています。要するに、入るのは減ってくる、出るのが増えていく。その中で保険料も上がる。

介護保険料は去年でしたね、上がっている。後期高齢者も上がってきたわけですが、要するに、高齢者の生活が大変になっていくわけですが、その保険料率をどういうふうに奈良県の広域連合議会で審議されたのかということで、この質問を行ったわけです。

先ほど、部長から答弁ありましたけども、広域連合の議事録あります。この保険料率の改定についてのところ、ちょっと長いんですけど、どういう審議が行われたかを読み上げさせていただきます。

議長が「日程第8、議案第4号、奈良県高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について議題といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます」、広域連合長が「ただいま上程をいただきました議案第4号についてご説明を申し上げます。本案は次期財政運営期間である令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めるとともに、保険料の賦課限度額の見直しを行うものでございます。改正の概要としましては令和4年度及び令和5年度の保険料所得割率を現行の100分の9.41から100分の9.93に、被保険者均等割額を現行の4万8,100円から5万500円に引き上げ、賦課限度額を64万円から法令の上限額であります66万円に引き上げるものでございます。なお、保険料率の算定に当たりましては国の示す算定方法に沿って算定したあと、剰余金を活用することにより、保険料率上昇の抑制を図ったところでございます。以上、上程いただきました議案についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます」。提案理由の説明、これだけです。

「次、審議に入ります」、議長が「質疑に入ります。質疑ありませんか」「なしの声あり」、議長が「これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありますか」「なしの声あり」、議長が「これをもって討論を終わります。これより採決を行います。議案第4号は原案のとおり可決することに異議ございませんか」「異議なしの声あり」、議長が「異議なしと認めます。よって、第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました」。提案理由の説明、審議は以上です。

三郷町の町のこの後期高齢者医療についての審議でももう少し議論するんじゃないんですか。上げることについてどうだとかこうだとかという。この後期高齢

者につきましては、コロナの影響で2020年度の決算が大きな黒字が出た。全部で六十何億でしたね、出ていましたね。そのうちの二十数億円が基金に積まれる。補正予算も同じときに出されております。黒字が出たんで基金に積むんですけども、23億1,565万8,000円。

それで、これ、あんまり三郷町なんかでやらないんじゃないかと思いたすけれども、予備費に、黒字を予備費に3億3,699万円を計上するという、補正予算は。出されています。

私は、黒字を予備費に積む処理というのは、三郷町では今まで経験がないと思うんですけど、普通は、通常、常識で考えたら、ちゃんとそれは基金に積みなさいよというよう、予備費なんていうのは、どうもよく分からないんですけども、こういうふうに大きな黒字が出てる中での保険料率の改定を審議するわけですから、しっかり、もう少しは議会でも議論をしていただきたいというふうに思うわけです。

ただ、申し上げたように、広域連合の議会ですから、こちら要望としてももう少し議論してほしいと思ってもなかなかできないということもあるでしょうから、ですから、三郷町の議会でも、例えば広域連合の予算とか決算についても、全部というんじゃなくて、今も既に資料出ているんですけども、もう少し詳しい内容を、もう少し充実した内容の資料あるいは説明をしていただいて、三郷町の後期高齢者の医療についても議論をして、さっき部長から答弁ありましたけども、出た意見等々は広域連合のほうに反映をしていただきたいというのが私の希望です。

以上で終わります。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、3番、南真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） セルフネグレクトについての町の取り組みはということについて、一般質問させていただきます。

昨年、9月定例議会で、セルフネグレクトについて一般質問いたしましたので、セルフネグレクトについての説明は今回は省略させていただきます。

昨年、一般質問した際、町の答弁は未然に防ぐためには早期発見と予防的介入が必要であり、行政と地域、関係機関との連携が重要だと考えております。また、セルフネグレクトは自力での対処は難しく、心理的、物理的の両面からサポート

が必要であり、町全体の取り組みとして対応しなければならないと考えておりますとのことでした。

あれからどのような取り組みをされましたでしょうか。それから、重層的支援体制整備事業実施計画が出され、その中にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業とありますが、高齢者は民生委員等を通じて早期発見の可能性が高いと思うんですけれども、高齢者以外の18歳から64歳までの働き盛りの方々については、どのようにして見つけ、どのように支援していこうと考えていますか。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、高齢者・障がい者・子ども生活困窮の相談支援など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の取り組みを生かしつつ、断らない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援という三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を本年4月より本格実施しております。

そのような中、議員がおっしゃいます、今日までのセルフネグレクトについての取り組みといたしましては、まずセルフネグレクトを知っていただくために、去る5月26日に、議員もご参加いただきましたハートランドしぎさんの先生による講演会を実施いたしました。また、本町におきましては、既存の高齢者・障がい者・子ども生活困窮の相談支援に町独自の防災・SDGsまちづくり・住宅環境を加え、断らない相談窓口を構築し、各課との緊密な連携を図りながら関係部局が課題を共有し、全庁的に対応するエリアマネージャー会議の中で地域の関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、支援を必要とする地域住民の掘り起こしを行い、日々対応を行っております。

次に、アウトリーチ等の基本的な考え方でございますが、長期にわたるひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方や支援につながることに拒否的な方に支援を届ける事業であります。また、本事業において支援する事例の多くは、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援でもあります。

その中でアウトリーチを通じた高齢者以外の支援でございますが、地域住民の

希薄化が進む中では、ひきこもり、生活困窮など生きづらさを抱えて、社会からの孤立感を持ち、当事者やその家族からの自主的な相談ができない方に対して深刻な状態になってから発見につながるケースが生じることも危惧されます。

先日、町内で一家４人が火災により亡くなるという大変痛ましい事象がありましたが、こうした事態を減らしていくためにも社協の企画会議におきまして、自治連合協議会会長、民生児童委員協議会会長にも情報収集等の協力をお願いしたところでございますが、自治会、民生児童委員、保健、福祉等の関係機関等も含め、情報収集のための人的なつながりを生かし、セルフネグレクト状態に陥るリスクの高い方に向けた積極的なアウトリーチにより予防発見につなげていきたいと考えております。

今後におきましても、全ての住民の方々に寄り添いながら、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、生きづらさを抱える方々の支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南真紀議員、再質問を許します。

３番（南 真紀）（登壇） 答弁いただきましてありがとうございます。この間、確かに５月２６日、講演会を開催していただきまして、すごく長先生の話、よかったと思います。

セルフネグレクトの対義語というのがセルフケアということで、すごくそれもものすごい分かりやすかったなということがよかったんです。せっかく、コロナ禍の中で配慮をして、５０人を定員数としていたにもかかわらず、なかなかこう町民の方に知れ渡るといって、なかなかそこまでが難しくて５０人に満たなかったというのもまたもったいなかったなっとなつづくと思うんです。あのようなすばらしい話を、三十何人ですね、すごくもったいないなと思いました。また、これからしっかり周知していただきたいと思います。

そもそも働き盛りの若者がセルフネグレクトになる原因は、日本には将来の社会保障がなく、政府が自己責任を国民に押しつけているのも要因の一つです。金融庁の金融審議会での報告にもあったように、年金中心の高齢夫婦世帯は収入より支出が毎月５万円を上回るため、老後が３０年間続けば２，０００万円が必要になると試算され、２，０００万円問題というのがニュースになりました。

これは現実なのに国が保障をすべきところをこの資産報告を、当時の麻生副総理兼金融担当大臣は受け取らないと述べ、この高齢社会における資産形成管理と

いう報告書を受け取りませんでした。くさい現実に蓋をして、政府の公的な責任を放棄してしまったのです。

このことにより、さらに若者にとっては働ける間にお金をためなければというプレッシャーにもなり、セルフネグレクトになる可能性にますます拍車をかけています。働いても働いても将来への不安が拭えない状態です。

国連が毎年3月に発表している世界幸福度ランキング調査ワールドハピネスリポートでは、先進国と言われている国の中でほぼ日本は毎年最下位で惨敗が続いております。上位の国々は北欧などで教育費や医療費が無償であったり、特に病院への交通費を窓口だけで頂ける制度や高齢者は働かなくても十分暮らせる保障制度など、社会保障の整った国がほとんどです。

日本では保障の足りない政治の在り方が今の社会問題として、セルフネグレクトを生み出しています。とはいえ、国の問題ですので、三郷町としてはまず取っかかりとして、早く広く住民の方々に自分ごととして興味を持っていただかなければなりません。セルフネグレクトのチェックシートなどを作って、自治会等で配っていただいたり、自治会に入っていないご家族や独り暮らしの働き盛りの方々などは、直接ポスティング、または郵送するなど工夫して、町民一人ひとりが自分の心と向き合うきっかけづくりをすべきだと思います。ポスターで、「あなたは大丈夫ですか、セルフネグレクト」など、啓発方法もあるかと思います。

セルフネグレクトは都会で広がっていますが、ベッドタウンである三郷町で広がる可能性は大いにあります。三郷町内でセルフネグレクトになっていたとしても気がつかずに頑張っている方々は多いのではないのでしょうか。今こそSDGsの精神、この町で発揮していただき、人に優しい三郷町、働き盛りの若者へも積極的に手を差し伸べていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、議員からいろいろなご意見をいただきましたが、議員がおっしゃいますように、セルフネグレクトについてはご存知ない方がまだまだたくさんおられると思います。

先ほど、午前中にもヤングケアラーの質問がありました。ヤングケアラーについても当初はなかなか皆さんの知る機会がなかったんですけれども、やはり、報

道等によってかなりの方がヤングケアラーというものについて知るようになってきたという事実もございます。

その中で早く住民の方にお知らせをし、誰にでもセルフネグレクトの予備軍になる可能性があるという認識を持ってもらうためにも、広報におきまして、特集を組んで周知を図ってまいりたいと考えております。また、ホームページやSNS等で気軽にセルフチェックが行える体制を整えるとともに、役場窓口の設置等、その辺をしっかりと構築してまいりたいと考えているところでございます。

先ほども申し上げましたが、本年4月より社協窓口とした重層的支援体制の整備を構築しているところで、まさにSDGsの理念であります誰一人取り残さない社会の実現に向けて、全庁横断的に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤勇二） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、加齢性難聴者への補聴器購入に助成をということとで質問をいたします。

加齢と共に聞き取る力が弱くなり、ほっておくと会話が減り、認知機能の低下にもつながると指摘されている加齢性難聴、補聴器を購入しようとすると価格はいろいろですが、基本的な性能を持ったものは平均15万円、高過ぎるという声が多くあり、2020年の6月議会で補聴器購入に助成をという一般質問をいたしました。

そのときの町の答弁は、実施による効果を見極めながら検討する必要があることから、現段階では考えていないというものでした。

このときは全国で助成している自治体は22でしたが、今年の4月には57自治体に増加し、2年間で2.6倍になっています。最近は私の周りでも加齢性難聴の方が増えてきており、助成を求める声が多くなってきています。

昨年8月19日には、年金者組合三郷支部のほうから要望書も出されています。要望書では、70歳以上の半数は加齢性難聴になると言われています。難聴になると、外出時の交通事故の危険性や社会や家庭の中でも孤立しやすく、人との会話、付き合いも減ってしまいます。難聴は高齢者の生活の質を下げ、鬱や認知症につながる可能性まで指摘されています。そこで、軽度中度難聴の高齢者にも公的助成制度を実現するよう要請します。とりわけ、住民税非課税世帯や低所得者

層の負担軽減の実現に取り組んでくださいと、こういう内容となっています。

お隣の斑鳩町もこの4月1日から助成制度が始まりました。65歳以上の身体障害者手帳を取得できないレベルの中等度難聴程度の方が対象で、助成金額は購入費用の2分の1、上限額2万円で、新年度予算に25人分の50万円が計上されました。

三郷町でも助成制度を創設するべきだと思いますが、町はどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

加齢性難聴者への補聴器購入に助成をというご質問でございますが、令和2年6月定例会におきまして、私のほうから難聴を含む聴覚障がい者の方には身体障害者手帳が交付されている方を対象として、必要と認められるときに日常生活の能率の向上を図ることなどを目的として補聴器の支給を行っておりますので、実施による効果を見極めながら検討する必要があることから、助成につきましては現段階では考えておりませんと回答させていただきました。

その後の状況を見ますと、議員がおっしゃいますように、補聴器購入の助成を実施している自治体は増えてきております。また、昨今ではコロナ禍においてマスクをつけて日常生活を過ごすのが定着しており、難聴の方はふだんから聞こえにくい状況であるにもかかわらず、マスク越しの対応の聞き取りは非常に苦慮されていることと実感しております。

このことから本町におきましては、この現状を踏まえ、総合的に検討した結果、今回、地方創生臨時交付金を活用して、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する補正予算を計上させていただいたところでございます。

助成の要件といたしましては、三郷町に住所を有する65歳以上の方で、補聴器購入費の2分の1を乗じて得た額で、2万円を限度額として1人1回限りの助成を行ってまいります。

その他詳細につきましては要綱で定めさせていただき、本年7月から実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1 番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5 番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5 番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の 1 問目、歯周病検診について質問いたします。

三郷町ではいろいろな検診を実施しておりますが、早期発見・早期治療、健康に留意し、自分の命は自分で守るという観点からも検診負担額も安価な、70 歳以上はほとんど無料でございます。この事業を対象住民はもっと利用してほしいと思います。

森町長は健康寿命を日本一にと目指しておられますし、健康寿命を延ばすには、歯の検診が大変重要と言われております。

病は気からじゃなくて病は口から、歯周病は万病のもとと言われております。歯周病菌は歯ぐきか、また歯と歯の間から全身に回り、心臓疾患や脳血管、糖尿病、がんなど、疾患の方はリスクが余計に高まり、死亡率も 8.8 倍になると言われております。また、誤嚥性肺炎も起こしやすいですし、全身病と大きく関係があるとも言われております。

また、虫歯の虫歯菌、よく親が小っちゃい子どもにかんで口から与える、あれも虫歯菌が移ります。禁止されております。虫歯菌で敗血症になることもありますし、菌が首から下に回ると免疫量の低い方は死亡リスクが 20% 増加すると言われております。

残念ながら、日本人は歯への意識が大変低く、先進国の中でものすごく低いわけです。7 割の方は治療のために、また、痛くなってから歯科病院へ行くと答えられております。

先進国、欧米とかアメリカでは 80 ないし 90%、ほとんどの方が歯医者へは検診のため、また予防のために行くと言われております。ここが大きな違いでありますね。そして、日本人は病院に行きたいけど行きたくない、もうやむにやまれぬになって、我慢できなくなって初めて行くという方が多いようです。また、歯医者さんへ行くのが怖い、恐怖症という方は、日本人は 500 万人もおられるそうです。

この 2、3 年は、コロナ問題で受診率はいろんな面で大変低いとは思いますが、それも考慮しながら、この近年の町における集団検診、各検診の受診率と、特に今回は歯周病検診についてあわせてお答えいただきたいと思います。また、町で

の集団検診以外に医療機関での個別検診を受けられる方も、もし分かれば推移も聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の１問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、全体的な検診の受診率ですが、集団検診につきましてはコロナ禍により、検診会場が密にならないよう３０％減の定員にしております。個別検診につきましては、大きな減少はありませんが、全体の受診率はコロナ禍以前よりも平均１．８２ポイント減の７．４％となっております。

ご質問の歯周病検診につきましては従前より回数を増やし、年５回で、定員は、現在はコロナ禍のため１０名で実施しております。歯周病検診の内容は歯科医師による歯科検診と歯科衛生士による歯科相談や歯科指導となります。

健康増進法での歯周病検診は、対象は４０歳、５０歳、６０歳、７０歳と、１０歳刻みとなっておりますが、三郷町では多くの方に受診していただけるよう、オリジナルとして対象者を２０歳以上としております。また、若い世代から口腔の健康について意識を高めていただくために、１歳６か月児健診の保護者を対象に、こちらにつきましても回数を増やし、年８回実施しております。妊婦さんにつきましては、母子健康手帳の発行時に歯周病検診を勧奨しております。

現在三郷町の歯周病検診としては、集団検診のみ実施しておりますので、健康増進法の対象者の受診率は低く、年２人から３人の受診者数となります。しかしながら、奈良県が実施している県内市町村の特性分析結果報告書での三郷町の歯科検診受診率は平成３０年で男性５１．８％、女性６２．７％であり、これは奈良県の平均よりも男性９．５ポイント、女性１１．６ポイント高い受診率となり、受診率は上昇傾向にあります。また、健康三郷２１計画の平成３０年のアンケート結果では、歯科検診を定期的に受けている方の割合は４１．６％となっており、計画策定時、３２．９％よりも上昇しております。

これらの結果により、三郷町の傾向としては町の検診を受診する方よりも、個人で歯科検診を受けておられる方が多いことが分かります。

議員がおっしゃるとおり、口腔の健康と全身の健康の関連性が注目されるなど、健康寿命の延伸を図る上で、口腔の健康の保持、増進を図ることが重要であり、特に歯周病については、糖尿病との関連性が示されているなど、歯周病予防の重

要性がますます高くなってきております。

今後につきましては、三郷町歯科医師会と連携を図り、住民の方への口腔の健康と全身の健康の関連性や歯周病に関わる情報、歯周病予防のためのセルフケアについて、広報フェイスブック、インスタグラム等、情報発信を積極的に行ってまいります。

また、コロナ禍においてもがん検診や特定健診の必要性は変わらないため、ご自身の健康づくりへの意識、検診を受診することの重要性を今後も啓発するとともに、多くの方に検診を受診していただける体制づくりにおいても努めてまいります。

さらに本年より、ヘルスロードを創設し、身近に運動ができ、健康への意識を高めてもらえるよう、全庁横断的に工夫をしながら、健康寿命日本一を目指してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） 三郷町においては、むしろ、上昇の傾向があるということでちょっと安心いたしました。日本は長寿国であります、歯の寿命は男性で66.7歳、健康な歯の状態ですね。女性もほぼ同じく66.2歳ということで、寿命が長いわけですから、その分、歯のない生活が10年以上、あるいは20年近く続くことになります。歯なしは話にならないということですね。

それで、髪の毛とか爪は再生いたしますが、歯は失うと再生いたしません。何度も虫歯とか歯周病は再発を繰り返しますし、生活習慣病とも言われております。初期の場合は自覚症状がなかなか出ませんので、出た場合はかなり進行していることも多いので、半年に1回、また1年に1回の定期検診が大切ということになっております。

私も、個別で定期健診にして、歯は命と思っておりますので、差し歯とか1本もありません。ちょっとお見せしたいぐらいでございますが。

オーラルフレイル、これは口の衰えのことを言います。年いって、口の口腔内とか歯はだんだんガタガタで、歯は悪くなるのに、しゃべることだけは相変わらず、そういうことになっていきますけど、とにかく口の衰えから全身の衰えとなっていくます。

そして、身体フレイルにつながります。これは歯をきちっとケアしないと、

全身のフレイルは2.4倍になりますし、それから、要介護認定も2.4倍になります。また、死亡リスクも倍になると言われております。いかに口腔内、歯が大切かということがお分かりになると思います。

成人の7割の方は歯周病に罹患しているとも言われております。私がこの質問を提出したあと、テレビでたまたまニュースで、2日前と3日前、6月8日と6月7日に、テレビの番組で日本人の歯の健康への意識が大変低いということで、検診を義務づける閣議決定をしたということがニュースになっておりました。

先ほど部長から答弁ありましたように、1歳児とか3歳児とか、また高校生までの方は定期検診は町でも義務づけられて受診されていると思います。この政府、義務づけるのは多分2025年がスタートとかと言うていましたね。だから、その間の歯の検診、口腔なんかそういう検診をぜひ町のほうでも、広報でも皆さんに訴えていくとおっしゃっていましたが、広報を見ない方もおられますし、ちょっとある程度浸透するように、歯をほっておくと歯周病とかで怖いんやということを知らしめていただくために、もっと興味を持っていただくということで、浸透するまではせめて半年に1回かぐらいに広報とかポスターなどで啓発していただければなと思います。

政府がその検診を義務づけるということで、6.8兆円の医療費抑制につながるとも言っております。また、これは導入は、私たちにとってもよいことということになりますね。

現在、20歳以上の方は2人に1人が1年以内に歯科治療に通っているとも言われております。義務ではないですけれども、40歳から70歳の方は、歯周病検診が望ましいとうたっておりましたが、実際のところは20人に1人しか検診は受けておられません。

私は歯の磨き方もレクチャーしていただきまして、昔は結構、よく磨いてたんですけど、横磨きにしてエナメル質が取れているとえらい怒られまして、磨き方のレクチャーもいただきまして、大体、歯ブラシ3本を使い分けております。どっか旅行とか遠くへ行くときは、電動ブラシも持参しております。

皆さんもぜひ歯のことにはもっと意識を持っていただいて、全身病にもつながっていくということをしつかりと意識を持っていただきたいと思います。

先ほど部長がおっしゃられたように、糖尿病の合併症の一つとも言われております。糖尿でない人よりも歯周炎とか歯周病になる人が多いと言われております。

歯周病を治療することで糖尿病が改善されるということも分かってきたそうです。エンドトキシンという菌が歯肉から血管に入り、そして全身に回って、全身のいろいろな全身病にもつながるということです。

町民の健康を守る、国保税財源の観点からももっと皆さんに知らしめていただきたいと思います。

ポスターの掲示、それからホームページもおっしゃっていただきましたが、あと、広報にも、広報は読んでいる方はたくさんおられますので、広報にも当初は、せめて半年に1回ぐらい皆さんにほぼ周知していただくまでには、頻繁に、せめて半年に1回か何か、広報にも掲載していただけたらと思います。

簡単な回答で結構です。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

昔、コマーシャルにもあったんですけども、芸能人は歯が命というようなフレーズがありました。私は芸能人じゃないんですけども、3か月に1回定期検診に行くように心がけております。余談でした。

去る6月7日に、議員がおっしゃいますように、政府が経済財政運営の指針であります骨太の方針に、全国民に毎年の歯科検診を義務づける国民皆歯科健診の導入に向け、検討を始める方針を閣議決定されました。歯の健康を維持して、ほかの病気の誘発を抑え、医療費全体を抑制するということで、3年から5年後に導入を目指すということを聞いております。また、65歳以上の高齢者の方は、自分の歯を多く残す方ほど健康を維持しやすく、入院回数が少ないことが明らかになっております。

議員がおっしゃいますように、歯周病などを放置すれば、糖尿病の合併症など大きな病気につながる可能性も指摘しており、厚労省は日本歯科医師会と共に、80歳で自らの歯を20本残す「8020運動」などを進めてきました。

このことを踏まえ、本町といたしましても、国の動向を注視しながら、住民の皆様が健康であれば保険財源にも大きく関わってくることから、歯周病は怖い病気だということをしっかり広報等でPRし、より多くの方が受診していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

次に、2 問目の質問に移ります。5 番、先山哲子議員。

5 番（先山哲子）（登壇） 2 問目の質問は、行政の窓口に「コミュニケーション」の設置をということで、皆さん、コミュニケーションって何やねんと思われると思いますが、こういったちっちゃい機械なんです。高齢化社会になって耳の遠い方、また不自由な方は大変多く、先ほど神崎議員の補聴器をいうのにも少し関連はするとは思いますが。

とにかく高齢になれば耳が遠くなるのは、これはもう普通のことでございます。聴覚機能低下によるコミュニケーショントラブルも多くなりますし、国立長寿医療研究機関によりますと、聴力の低下は60代から始まります。もう私も始まっているのかなと、とっくの昔にと思ってちょっと心配になりましたが、60代から始まり、65歳からはさらに急激に進んでいきます。75歳から79歳男性で難聴、いわゆる少しでも難聴というのは、男性が71.4%、女性で67.3%、女性のほうがここではしっかりしているということですね。また、80歳以上の男性になると84.3%、女性では73.3%と、高齢になればなるほどどんどん難聴度が高くなっております。

聞き取る機能が衰え、耳の虚弱をこれをヒアリングフレイルといいます。聴力の低下によって、会話がかみ合わなくなったり、周りから認知症になったのではと勘違いされたり、重要な話の内容を聞き漏らしたり、また見栄を張って聞こえてないのに聞こえたふりをする、またそういったことでトラブルの原因にもなるようです。

そのために聞こえにくいので面倒くさくなって、対話の減少、また活動意欲の低下、社会的孤立、脳の活性化低下、鬱病になる方もおられます。聴力の低下、その難聴をほっておきますと、認知症のリスクも高まっていくと言われております。

耳の不自由な方は高齢者だけでなく若い方にも起こります。この間、たまたまテレビに出てたんですが、BSで、三笠宮家の瑤子さんも20代のときから難聴となっております。先ほどのこの会社の、去年でしたか、顧問にもなっております。そのテレビでは高齢者はもちろん、若い方にも難聴の方おられるので、やっぱりそういった面の配慮とか理解を示してほしいと、機械のことなんかもいろいろと講演でお話しされておられました。

これは卓上に置いて、例えば、役所とかの窓口に置いているんですけど、ほ

かのところにわあっと聞こえませんが、その人にははっきりクリアに聞こえる、それと対応もしやすい、本人も楽という機械でございます。工事は不要なんです。卓上に置くだけで大変便利な機械で、コロナで皆さんマスクしていますから、余計聞こえづらい、そういった面もクリアされるわけですね。

お互いの会話がスムーズにいく、対話支援のシステム、これ、コミュニケーションといいます。この機械が開発されて、私がちょっと調べましたら、近隣で大和高田も導入しております。上牧町は国の支援金、対策支援金とか補助金ありますね、それを活用していろんな窓口で1台から2台、特に高齢者が来られるような窓口で2台とかで、全部で19台設置しております。調べましたら、皆さんにも喜ばれて、第一、職員が仕事やりやすくなった、お互いにもものすごく喜んでいるということでありました。また、斑鳩町もこの4月から導入しております。

1台が、値段はいろいろあるんですけれども、10万ちょっとですかね、14、5万までか、一番いい、普通のいい機械が、性能のいい機械。個人で買う場合で3万ぐらいのも売っております。テレビが聞こえにくいとかで、おうちで。それは機械がもっと大きいです。

とにかくこのコミュニケーションというのは全国の自治体をはじめ、銀行とか企業、病院、学校関係、学校にも子どもさんで難聴の方がおられますね、そういう方にも教育関係の環境のためにもということで学校にも取り入れているとか、あと介護施設などで導入されております。

三郷町でも19台とは言いませんけれども、高齢者がよく利用される窓口には設置できないかということで質問させていただきます。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がご質問のコミュニケーションとは、話す側から聞こえの支援ができる新しい形の対話型支援スピーカーのことで、高齢者に多く見られます、大きな声が有効でない感音性難聴の方に対し、医療機関、薬局、介護施設等で導入されています。

コミュニケーションは周波数の特性を生かし、明瞭でクリアな音、強い指向性からゆがみの少ない音で、通常の拡声器とは一線を画すスピーカーだと認識しております。マイク部分とスピーカーはワイヤレスとなっており、大声を出すことなく、一定の距離で話すことができるため、新型コロナウイルス感染症対策、さらには聞こ

えの支援として効果があるものとされております。

また、他の自治体でも導入実績があり、実際に使用されている自治体に出向き、現場の声を確認しますと、大きな声で何度も説明や質問する必要がなくなり、業務効率が向上し、職員の負担が軽減された、また補聴器だとボリュームを上げると周りの雑音も大きくなってしまいが、コミュニケーションは声だけがダイレクトに届き、とても聞こえやすく助かるとのことでした。

三郷町でも耳の聞こえにくい方に対しては筆談ボードを使用するなどしてありますが、筆談ではコミュニケーションが取りづらいのが現状です。このことから、高齢者で耳の聞こえにくい方や聴覚障がい者の方には有効なコミュニケーションツールであると考えられ、窓口においての新型コロナウイルス感染症対策と聞こえ支援策の両面から本町においても、次回の地方創生臨時交付金の活用方策の一つとして導入してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山哲子議員、再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） 前向きに検討していただいて購入していただくということでよかったなと思いますし、大体、何台かはまだ分からないんですよね。1 台、2 台ではないと思っておりますが。

それで、今、全国でそういった窓口で 1 万台以上が活躍しております。これからどんどん高齢化社会で耳の不自由な方とか、耳も遠くなりますし、どんどんこれからも役立つ機械だなと思っております。

先ほど部長もおっしゃられたように、近隣の導入している自治体に聞きますと、とても業務がスムーズにいとっていると、町民にも喜ばれているし、その会話がテレコにならないので、その点が仕事に支障が来さないのを助かっているということで、すごくいい機械のようです。何台か分かりませんが、耳の不自由な方のための聞こえのバリアフリーということで、音量を上げずに音がすっきりくっきりということですので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

回答は先ほど導入ということでしたので、部長、今日、質問たくさん出してお忙しいと思いますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 2 問目の質問は終了しました。

5 番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

ここで暫時休憩します。再開は午後 2 時 5 0 分といたします。

休 憩 午後 2 時 3 2 分

再 開 午後 2 時 5 0 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、10番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて2点質問をさせていただきます。

まず1点目の①地震から命を守る家具転倒防止器具の設置補助をについてお尋ねをいたします。

南海トラフ地震は今後30年間で70から80%の確率で発生すると言われており、昔から90年から150年周期で繰り返し発生しています。災害の規模は2011年に起きた東日本大震災の10倍以上で東日本大震災の経済損失は20兆円と言われていますが、南海トラフ地震では220兆円以上、死者も23万人を超えると予測されており、奈良県においては震度6の地震が来ると言われ、激しい揺れが想定されております。また、奈良県内には八つの活断層が存在しており、これらの内陸型地震が発生すれば、想定マグニチュード7以上の局地的に激しい揺れに見舞われます。

地震に対する防災対策は何をおいても自分の命、そして大切な家族の命を守ることを最優先に考えているものでなければ意味がありません。もちろん、構造物に対する耐震補強も重要な対策であります。たとえ耐震補強をしていても建物は激しく上下左右、縦横無尽に揺れることには変わりはありません。震度6以上ではほとんどのものが倒れ、場合によっては家具や電化製品など大きく飛び、凶器に変わってしまうものも出てきます。

具体例を挙げますと、阪神大震災の死者数は6,434人に及び、死者の80%以上が家屋の倒壊や家具等の圧死でした。また、2004年と2007年に発生しました新潟県中越地震では、被災者の73%の方が家具類の転倒により死傷したことが明らかになっています。家具が倒れるとけがだけではなく、避難経路が塞がれるなど、多くの危険をもたらします。

こういったことから地震から最初に命を守るためには、タンス、本棚、食器棚等の家具類やテレビ、冷蔵庫などの電化製品の固定による転倒防止は最も重要な減災対策だと考えます。

そこで、この三郷町でもいつ発生してもおかしくない大地震に備えて、自分の

命は自分で守る自助の取り組みとして、または災害に強いまちづくりの一環として、家具転倒防止の設置補助ができればと考えております。

既に、家具の転倒防止器具の設置補助を実施されている自治体がたくさんありますが、奈良県内の市町村においてはどこもまだのようでございます。

そして、特に高齢者や障がいをお持ちの方、また母子家庭の方など、自分で家具の設置は困難であり、そういった世帯に手を差し伸べ、町民の生命と財産を守るために家具転倒防止の減災対策は必要不可欠だと思いますが、町としての見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

今年に入ってから近畿地方では京都府南部や和歌山県北部など震度4以上の地震が25回も発生し、3月には福島県でマグニチュード7.4、震度6強の地震が発生するなど、各地で地震が頻発しており、いつどこで大きな地震が発生してもおかしくない状況であります。

ご質問にもありますが、最新の地震評価では南海トラフ巨大地震は、今後40年間で90%程度の発生確率に引き上げられており、また、本町において一番大きな影響を受けるとされる生駒断層帯による直下型地震ではマグニチュード7.5、最大震度7を想定しており、町内全域で極めて大きな被害が発生することが予想されます。

議員ご指摘のとおり、過去の大きな地震の統計データでは家屋倒壊や家具等の転倒による圧死や窒息死が非常に大きな割合を占めており、多数の方が地震発生直後に亡くなられていることが分かっております。これらの圧死、窒息死に関しては助け出す暇もないケースがほとんどであり、家具の耐震化や家具類の転倒防止対策など事前の備えが、自分自身や家族の命を守る上で最も基本的かつ有効な対策であると考えているところであります。

このことから既存木造住宅の耐震診断や耐震改修については、既に補助事業を実施させていただいておりますが、家具類の転倒防止対策についても、例えば、L型安全金具や突っ張り器具、下敷き器具などの設置や窓ガラスの飛散防止フィルムの施工など、地震に対する有効な事前対策を行っていただけるよう、これまで以上に積極的に住民の皆様に周知啓発してまいりたいと考えております。

また、これら転倒防止対策に係る補助事業につきましては、現在のところ、奈良県内では実施している市町村はございませんが、近隣では京都府や兵庫県、和歌山県の一部自治体では既に運用されている実績がございます。

補助の内容についても器具の購入費用のみを対象とする、特定の世帯を対象とする、設置経費も含めて対象とするなど、自治体によって補助対象や限度額、補助率などさまざまな方法がございます。

議員ご指摘のとおり、単身高齢者や障がい者世帯など、家具類の固定自体が自力で困難な世帯もあることから、本町といたしましても、これら先進事例を参考にしつつ、本町の特性に応じた事業を今後前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己圭一議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。ただいま加地部長から答弁をいただきました。

やはり、地震から命を守るためには家具の転倒防止は重要な備えだと理解していただいたと思います。そして、今、力強く前向きに検討していくということで、今後、設置しますよと、部長の心の声が聞こえたような気がします。

これはやっぱり命を守る大事なことだと思うので、今後、予算の都合もありまして、設置補助に向けて何かと苦労をおかけしますが、早急に実施されることを期待しておりますのでよろしくお願いします。

もう私の中ではもう設置しますよということで捉えさせていただきましたので、いい答えが聞けたと思っております。ですので、今後ともまたよろしくお願いいたします。

もうこれ以上の答弁はないと思いますので、答弁は結構でございます。

これで私の一つ目の質問を終わりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただき、2点目の質問をさせていただきます。

募金型自販機の設置で35子ども食堂の支援をということでお尋ねをいたしま

す。募金型自販機は飲料 1 本購入ごとに売り上げの一部を活用して、さまざまな団体や機構に寄附を行うというもので、これはもう既に大手飲料メーカー各社が社会貢献の一環として複数の時代と協定を結び、子ども食堂や子どもの居場所づくりを応援されております。

例を挙げますと、自販機を利用した募金、皆さん、これご存知かどうか分からないですけど、自販募金と題しまして、兵庫県姫路市のスーパーが協力し、自販機 2 台を設置しまして、売上金全額を子ども食堂支援を掲げる自治体に企業版ふるさと納税として寄附をし、自治体はこの寄附金で地元特産の食材を買い上げ、その食材を姫路市内の子ども食堂に提供する形で支援をされています。そして、その特産品を提供することでその自治体の P R、知名度アップにもつながっているようです。

これは女子高生が考えたアイデアで、きっかけは授業の中で S D G s に関連して、目標達成の貧困をなくそう、すべての人に健康と福祉をとという目標達成のため、自販機を利用した子ども食堂への募金を思いつき、実現に至ったようでございます。

奈良県内では奈良市の企業が子ども食堂応援自動販売機として設置をされ、奈良市に売り上げの一部を寄附されております。また、天理市では大手飲料メーカーと連携協定を結ばれ、公共施設に子ども食堂応援自動販売機を設置し、売り上げの一部を市内の子ども食堂応援寄附金として活用されております。

そして、三郷町では、子ども達を食事で支援する子ども食堂の自粛が続く中で、35 子ども食堂ボランティア連絡会が中心となりまして活動をされておられます。これは高田議員、澤議員と木谷議員がよくお手伝いに行かれております。

皆さん、ご存知のとおり 35 子ども食堂がこの三郷町にありまして、今現在、食品や日用品などの寄附を募るフードドライブと寄附をいただいた食品や日用品を提供するパントリーを行っておられます。今、コロナ禍の中、所得が減少している方も多く、それに加えて食品から文房具まで幅広い品目での値上げラッシュが続いており、低所得者の世帯ほど物価上昇で二重の打撃になっていて、値上げの波は子ども達にも押し寄せています。

そこで提案ですが、三郷町内に募金型自販機を設置して、35 子ども食堂を支援してはどうでしょうか。

具体的に言いますと、町内各地に募金型自販機を設置し、消費者の方には今ま

でどおり飲物を買っていただき、各社飲料メーカーと町内企業の協力の下、三郷町に売り上げの一部を企業版ふるさと納税として寄附をしていただき、それを35子ども食堂の運営資金に活用されてはどうでしょうか。そうすることで町民の皆さんも誰もが気軽に募金ができ、多くの方々にこの子ども食堂、そして募金という形のことを広く知ってもらうことができると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、辰巳議員の2問目のご質問に、私、辰巳よりお答えさせていただきます。

ご質問の募金型自販機の設置で35子ども食堂の支援についてですが、議員がおっしゃいますように、この募金自販機は売り上げ1本ごとに金額の一部が寄附金として設置業者より委託者へ支払われるものであり、気軽に募金を行える機会を提供することができます。

このたび実態を把握するため、募金型自販機を実際に設置している自治体へ事業の概要確認を行いましたところ、まず契約先事業所や契約内容、また設置場所によっても変動するとのことですが、本年4月の実績として売上本数が月に約1,000本の自動販売機において、1か月当たり約1,300円を寄附目的として設置業者から頂いたとのことでした。

参考までに申し上げますと、三郷庁舎1階に設置されております自販機4台の本年4月の売上本数は1,435本でした。以上のことから、本事業を実施するに当たり設置場所が極めて重要なポイントとなるため、町内のさまざまな施設の中から、事業効果を最大限に発揮できる場所を見極めることが必要であると考えております。

また、寄附先として、このたびご提案いただきました35子ども食堂のほかにもいろいろな事例が考えられます。例えば、募金型サポーター自動販売機として、奈良クラブを応援する事業の一環として自販機を設置することにより、地元を盛り上げる効果が図れるなどさまざまな可能性があります。

このことから住民の皆様の意見等をお聞きしながら、また、他部署とも連携を図り、若手職員の斬新なアイデアを引き出し、設置に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 辰己圭一議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま辰巳部長から答弁をいただきました。これもまた設置する方向で検討していくということで、今、子ども食堂の支援だけではなく、何かこう、奈良クラブの支援ということも考えておられるのかなと思いましたので、私がちょっと考えていた以上のお答えをいただけたかなと思っております。

ちょっと少し話がずれますけど、森町長は先日4期目の当選を果たされまして、登庁式での挨拶の中でありましたが、よりよい三郷町を目指すために各部署と連携を図り、若い職員の意見やアイデアをこれからどんどん取り入れていくと言われていましたが、これ、本当にちょっと今後楽しみにしております。

これから募金型自販機を設置すると思うんですけども、これから協議を重ねて、募金型自販機の設置を、よりいい形で、また持っていかれるのかなと思うんですけども、とにかく子ども達が毎日笑顔で過ごせるように期待しておりますので、今後に期待したいと思います。

最後に答えられる範囲でいいので、ちょっと奈良クラブのことも気になっているので、今後どういう方向で考えておられるのか、今の時点でも結構なので、もう少しだけちょっと詳しく教えていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、私のほうから奈良クラブのサポーターということで地元を盛り上げる効果が図れるというような提案も、逆にこちらからさせていただいたんですけども、今のところ、まだ具体的な案というのは決まっておりません。

ただ、町挙げて奈良クラブを応援するという事で、今、町のほうで奈良クラブを応援するプロジェクトのチームがあります。もちろん、若手職員を中心に、プロジェクトリーダー、そして、さらに上の部長職も入らせてもらっているんですけども、その中でもいろんな応援の仕方というのを考えていっている最中でございます。

今回、自動販売機の設置については、まさにこれからどういう形態で若手職員のアイデアを吸い上げるかということにもなってくるんですけども、今の既に

もう動いております奈良クラブの応援の三郷町の若手職員の中、プラス、先ほども申し上げました住民さんの意見、そこをどのように取り上げていくのか、またどのような情報発信ができるのかというような形で、その辺はこれから考えていきたいというところなので、今のところ、具体的にこうするという案は持ってないんですけども、しっかりと盛り上げていけるような施策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。辰己議員がうちの辰巳の答弁ではまだ物足りんという話かなと思ってしゃしゃり出てまいりました。

議員が聞かれている内容については、この募金型の自動販売機、これを奈良クラブの応援にどう使われるのかということ以上のことを今聞かれたと思うので、私が答弁させていただきたいなと思うんですが、所信表明の中でも1か所あったのが、大和川クリエイト35という「かわまち」と川の駅と三郷駅、この辺を大和川の魅力を引き出してにぎわいの創出をつくろうというところなんです。

そこにあっては若手の意見を出すためにプロジェクトを組みました。そしてアンケートもしました。アンケートもして住民さんの意見もいただきました。そして、大和川クリエイト35の中に、これ、私、一応会長にならせていただいたんですが、そのこの団体の中にいろんな団体の方が入っていただきました。いただいた中からその団体の長から推薦をしていただいて、住民さんの若手の方々4人をそのプロジェクトに入っていただくということで今動いております。

そうなってくれば三郷町の若手の職員と住民さんの代表の若手の職員でいろんな形で三郷町、特にこれから大和川を盛り上げていこう、魅力のあるものにしようとしておりますので、そういう意見をどんどん出していただくと、今までになかったことなんですね。

何でこんなことをどんどんやってきているかといいますと、私、12年前、町長に就任させていただいたとき、もう中に、もう何人か前からおられるんであんまり言いたくはないんですが、これやったらあかん、あれやったらあかん、それやったらあかん、これはできません、それはできません、これもできません、こんな世界やったんですね。

そして、若手の意見を吸い上げるところがなかった。私の意見ももう全く通ら

ない。そして、若手の意見となると、課長補佐、課長、部長あたりが全部そんなもんあつかいということで潰してしまう、こんな世界やったんですよ。こんなことやって、何ぼいいアイデアを若手が出してくれても全然通りません。

ですから、どこかでそういう若手のアイデア、そして住民さんのアイデアを引き出したいなとずっと思ってきたんですよ。それがやっとなんかここに来て、住民さんの若手、そして職員の若手、このメンバーがそれぞれ話をしていいアイデアを出していく、こういう形になってきたということで、そのプロジェクトが今四つ、五つ動き出しております。

ごみの話もそうやったんですね。水口部長が答えたのもそこにありました。若手のアイデアを今後吸い上げていこう、今の辰巳部長の話もそうです。若手のアイデアを吸い上げていこう、そして、やはり、上に立つものはその若手のアイデアを尊重しようということで、どんどんどんどんプロジェクトができてきたということでございます。まだまだ至らぬこともありますし、きっかけがどこにあるか分かりません。

一つ出来上がったのも「OKIPPA」というやつなんですけれども、宅配の方が何回も通って留守であって、宅配のこれを防止するということで、「OKIPPA」って、箱みたいな、袋みたいなやつなんですけれども、それに入れて帰るということで、再送防止なんですね。これ意外と、住民さん喜んでいただけるみたいなので、これの発案が若手やったんですよ。

それがいいなということで、すぐに第1号として採用させていただいた、こういうふうになんか今までにない行政のやり方、そして、今までにないアイデアを取り上げるやり方、これをどんどんどんどん、もう1年、2年ほど前からかなり動き出していますけれども、そういう形で進んでおるということで、今後、辰巳議員がおっしゃった、この募金型自販機のほうもどういう形で置いていこうか、どういうところに、子ども食堂以外でもこうやって活用できたらいいかなというのを、若手を中心として考えていったらいいのではないかなという、そういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 2 問目の質問は終了しました。

10 番、辰巳圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7 番、木谷慎一郎議員。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは自

治体オープンデータへの取り組み状況と利用推進についてということで一般質問をさせていただきます。最後の1人ですので、もう少々お付き合いください。

平成28年の官民データ活用推進基本法の制定により、国や地方公共団体は自らが保有する官民データについてネットワークを通じて容易に利用できるような措置を講ずるという義務を負うこととなりました。これはいわゆるオープンデータと言われるもので、三郷町も既にこの取り組みを始めています。

このオープンデータに取り組むに当たり、公開することが推奨されている推奨データセットというものがあります。あくまでこれは推奨であって、全てを公開する義務があるわけではありませんが、その中でも現在既に使われ方が想定しやすい無線LANアクセスポイントの位置情報や公衆トイレの位置情報、位置だけでなく、どういう方が使えるとか手すりがあるとかバリアフリーだとか、そういう情報が入ってくると使いよいと思うんですけども、そういう情報については早期に公開をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

一方、現在は公開しない、する必要がないと考えられているようなデータでも、今後の時代の変化によって公開する必要が生ずることも考えられます。そこで将来の公開に向けて、今後、自治体が取得、作成するあらゆるデータについて、公開を前提とした権利関係の明確化を今から行う必要があると思われれます。そしてさらに、オープンデータの生命は鮮度が高い正確な情報が更新され続けることで、このための体制も必要です。

三郷町におけるオープンデータに対する現在までの取り組み状況、そして、今後、どの程度これに注力していくのか、これがどう有効に活用されていくとお考えなのかというところについて、町のお考えをお聞きします。よろしく願います。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘の官民データ活用推進基本法につきましては、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって、国民が安全で安心して暮らせる社会、及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、平成28年12月に成立し、その第11条に国及び地方公共団体等が保有する官民データの活用の推進、いわゆるオープンデータの推進が明記されております。

オープンデータにつきましては機械判読に適したデータ形式で2次利用が可能な利用ルールで公開された誰もが自由に複製・加工・頒布等ができるデータのことです。

国は自治体が保有するデータをオープンデータ化し、企業等がそのデータを活用することで地域課題の解決や自治体業務の効率化につなげ、新たな住民サービスの創出に取り組むことを推進しております。

本町におきましても、この国の動きに合わせまして、令和2年度よりオープンデータの取り組みを進めており、現在、ホームページにおきまして国の推奨データセットにもあります指定緊急避難場所、公共施設AED設置箇所をはじめ、ごみカレンダー、都市計画の用途地域・各種規制の4種類のオープンデータを掲載しております。

そのほかには民間のスマートフォンアプリである「ジョルテ」に対し、給食の献立情報をオープンデータとして提供しており、幼稚園と小・中学校の保護者の皆様に広く活用いただいているところでもあります。

ちなみに、ジョルテの閲覧数につきましては、給食の献立が年2,411回、ごみカレンダーが年2万1,519回であります。

また、公衆無線LANアクセスポイント及び公衆トイレの設置情報につきましては、議員のおっしゃるとおり、公開が可能であり、現在、公開準備を進めておりますので、整い次第、速やかにホームページに掲載してまいりたいと考えております。

また、今後におきましては、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画にもオープンデータの推進が挙げられていることから、本町といたしましても、今回の機構改革で新たに設置いたしましたデジタルイノベーション課を中心に、全庁的にオープンデータの有用性を十分認識し、日頃より各部署で保有している情報を電子データとして記録保存することを意識し、必要なときには公開できるよう庁内体制を整えてまいります。

また、さらに観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資する本町が保有するデータのオープン化を推進することで、地域課題の解決や新たな住民サービスの創出、行政事務の効率化につなげ、人にも町にもレジリエンスなスマートシティSANGOの実現を引き続き目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷慎一郎議員、再質問を許します。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） オープンデータの件、ご答弁いただきました。おおむねオープンデータの利活用に関する目的や重要性についての認識は共有できているものだというふうに考えます。

オープンデータ、そのデータを利活用することで生活を変える、地域課題を解決する、イノベーションを起こす、サービスの開発につながるものと言えます。また、その情報公開の一部としてオープンデータが活用されている場合もあり、この場合は行政に対する信頼を担保する役割も持つというようなこともあります。

ぜひ、今後もオープンデータについて推進いただければと思いますが、実際、どのようなデータを公開すればイノベーションを起こすサービスを開発してもらえるか、できるかということについては、行政や民間の指導でアイデアソン・ハッカソンという取り組みが行われたりすることがあります。

アイデアソン・ハッカソンという耳慣れない言葉だと思うんですけども、これはアイデアソンというのは、アイデアとマラソンという言葉にくっつけた造語でして、ある程度の時間を使って集中的にアイデアをみんなで出し合って、ブラッシュアップさせていいアイデアをつくっていこうというそんな取り組みであるとか、ハッカソンというのもハックという、コンピューターをうまく使うという意味のハックなんですけども、それとマラソンを組み合わせた造語で、これもある程度まとまった時間を使った上で、開発者の人たちがその場でアプリケーションなどを開発してしまうという、そういう集まりのことなんですけども、そういう取り組みが行われたりすることもあります。

規模の点もあって、三郷町でそのような指導をするのはさすがに難しいと思うんですけども、その点、そのあたりについてアンテナを張っておく必要があるのではないかなと思います。

また、三郷町ホームページのオープンデータの、現在あるページなんですけども、そこでどのようなオープンデータがあればいいかというような要望を出せるようにしておくというのも一つあるのかなというふうに考えます。

ところで、現在、三郷町で公開されているオープンデータは、先ほどご答弁の中でもありましたけども、A E Dの所在であるとかごみカレンダー、避難所情報、都市計画についてというところになるんですけど、あと、また、ご答弁ではジョ

ルテのシステムを使った給食献立表についても触れていただきました。この辺については私も見ましたが、カレンダー式でユーザーとしても使いやすく、かつ機械判読に適した形でのダウンロードもできるというふうになっておりまして、配慮されたシステムがあるんじゃないかなというふうに思います。

なんですけども、ところがという感じで、このうち、昨日時点において再度確認したんですけども、そのごみ収集日のカレンダーのデータなんですけども、こちらについては令和２年度のものがいまだに載っているような状態になっておりました。

質問の中でも触れましたけども、オープンデータの命はデータの鮮度と正確さです。今の状態は取り組みを始めたものの不十分というふうな状態と言わざるを得ません。

三郷町は今スマートシティ S A N G O の実現を目指して、それに不可欠なネットワークとして地域 B W A を整備しました。本年度からデジタルイノベーション課を新設し、I o T、I C T の先進的な活用を見据えて取り組まれているものと思います。

今後、オープンデータの継続的な更新の体制を含めた三郷町のデジタルイノベーション創出へご注力いただくように期待しまして質問を終わらせていただきます。

何かお聞きできることがあったら、ご答弁をお願いします。

議長（伊藤 勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地 義之）（登壇） 失礼いたします。木谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、一つ今ご指摘いただきましたオープンデータというのは、議員もおっしゃるとおり鮮度が命といったところでございます。そういった中でごみカレンダーにつきまして、ジョルテのデータ更新のほうはできていたかと思うんですが、ちょっとホームページのほうがジョルテのほうに注力を注いでいておろそかになったのかということで、申し訳ございません、早急に更新させていただきたいというふうに考えております。

そして、情報を適切に取り扱い、守り、活用するというのは、そういう体制もこれからきっちりとデジタルイノベーション課を中心にやってまいりたいと考えております。

そして、オープンデータにつきましては、総合戦略であったり、スマートシティ構想、この中でもK P Iとして、令和6年度までに20件を公開するよいうことをうたわせていただいております。そしてまた、推奨データセット基本編というので14データを中心にこれからデジタルイノベーション課でしっかり体制を整えた上で、検討を進めてまいりたいと、そして可能なものから順次、早急に実現をしてまいりたいと考えております。

ということで、ちょっと申し訳ございません。また、データの利用活用を通じて、町が抱える複数の課題を分野横断的に解決を目指しまして、住民サービスの冒頭に今後しっかりとつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

散 会

午後 3時31分